

第10次犬山市高齢者福祉計画 第9次犬山市介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月
犬山市

はじめに

「犬山市高齢者福祉計画」と「犬山市介護保険事業計画」が完成しました。



1 この計画はどんなもの？

産声から看取りまで、生涯を通じて犬山で市民みなさんを守っていくため、ゆるやかな見守りをつながり合える体制づくりをお示したものです。そして、犬山で人生の終わりを迎える時に、犬山で暮らしてよかったと思っていただくための計画です。

2 犬山市の高齢者事情

2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、2040年代に高齢者人口はピークを迎えます。また65歳以上の高齢者の4人に1人は認知症になるとも言われています。犬山は高齢化率が高く、これから85歳以上の高齢者が増えていきます。となれば、医療と介護の両方を必要とする高齢者が多くなります。

その状況で、犬山の高齢者みなさんは、介護認定率は低く、平均寿命と健康寿命の差が小さい。つまり元気な高齢者が多いということです。嬉しく誇らしいことです。

3 そこでこれからの取組

心身が衰えてくるフレイルや認知症などを予防し、介護のリスクを軽減させていきます。一方で、これまで以上に高齢者の支援体制を充実させるために、高齢者あんしん相談センターの体制を強化します。また、高齢者の介護保険料の負担を必要最低限に抑えていきます。さらに高齢者のタクシー助成事業を拡充していきます。

4 この計画で目指すもの

犬山での暮らしが幸せであり、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活を送るため、新しい見守りをつながり合うカタチが必要になります。そのカタチは「地域共生社会」です。でも、難しいことはありません。おせっかいと思われるかもしれない「ほっとけない」という心を誰もが持ってもらえればいいのです。

高齢者にも子どもにも、誰にでも「やさしい」あたたかく犬山らしい社会で、みなさんが「医療費つかわない、介護費いらない」という「げんき」な高齢者づくりで「げんき」な犬山につなげていくことが目的です。

5 終わりに

本計画の策定にあたり、アツく貴重なご意見とご提案をいただいた「犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会」のみなさんをはじめ、関係者のみなさん、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただいた市民みなさんに心から感謝とお礼を申し上げます。

令和6年3月

犬山市長 原 欣 伸

計画の策定にあたって

犬山市の人口構成では前期高齢者人口は年々減少していますが、後期高齢者は増加しています。将来的には前期高齢者が増加傾向となり、後期高齢者は減少傾向になると思われます。

今後も高齢者の比率は上昇しますが総人口は減少していくと予測されます。

人口減少は若者が加速度的に減少していく構造なので、医療や介護を支える人材は不足していくと考えられます。この問題は単に医療・介護業者の雇用問題にとどまらず、人材不足から市民に適切なケアを届けられなくなる可能性を孕んでおります。そうなれば社会保障制度が崩壊しかねません。

この課題を乗り越えるために市民の皆様一人一人がその地域に住む重要な構成員として、主体的に地域づくりに参加していただきますようお願いします。

また、高齢者人口が増加すると同時に、介護保険認定者数も増加しております。

しかし全国平均・県平均と比較すると認定率は低い傾向にあります。このことは、市民の健康に対する意識の高いことを意味しております。

将来的には団塊世代が75歳となる2025年（令和7年）には要支援・要介護認定の認定率は18.0%に達する見込みであり、65歳人口の増加傾向が続く2040年（令和22年）には19.9%に達すると予測されています。

このような高齢化の進行に伴い高齢者をめぐる様々な問題が浮かび上がってきています。一人暮らしの高齢者が増えています。また認知症高齢者の増加が予測されます。それに伴う介護する家族の負担増加、さらには介護離職、高齢者虐待などの様々な問題が浮上しています。本市ではそのような問題への対応として地域包括ケアシステムの構築を計画し、実行してきました。

本計画では前期計画の基本理念である「いきいき あんしん 健康長寿のまち 犬山」を引き継ぎ、高齢者が年齢にとらわれることなく自由で主体的に活動し、住み慣れた地域で個人の尊厳が守られながら自立した生活を送ることができる地域社会の構築を引き続き目指します。

更にこれからはケアという枠を超えて地域全体で職種や世代を超えて住民がともに生きていく「地域共生社会」という地域社会づくり、街づくりが重要になってきます。健常な高齢者が障害を発生しないための予防から、障害の発生による要介護状態、さらには終末期に至るまでの高齢者の様々な問題に一貫性と連続性をもって対応する社会が目標であります。

本計画は、犬山市を、生き生きとして安心して住める健康長寿のまちにするために計画したものであります。

令和6年3月

犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会会長 井口 昭久



目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の性格と位置付け.....	3
3 計画の策定体制.....	5
第2章 高齢者の現状.....	7
1 人口および要介護認定状況.....	7
(1) 総人口および高齢者人口の推移と推計.....	7
(2) 前期高齢者、後期高齢者の推移と推計.....	8
(3) 高齢者世帯数の推移（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）.....	9
(4) 要支援・要介護認定者の推移と推計.....	10
(5) 要介護認定率の比較.....	11
(6) 事業対象者の推移.....	11
第3章 計画の基本的な考え方.....	12
1 基本理念.....	12
2 基本目標.....	13
3 計画の体系.....	14
第4章 施策の展開.....	16
基本目標1 安心できる暮らしの継続と生きがいづくり.....	16
(1) 多様な生きがいづくりへの支援.....	16
(2) 就業機会の充実.....	20
(3) 地域活動の奨励・支援.....	22
(4) 生活支援福祉施策.....	24
(5) 在宅介護支援福祉施策.....	29
(6) 福祉施設施策.....	32
(7) 保健施策.....	34

基本目標2 介護予防の推進と地域における包括的・継続的なケアマネジメント	38
(1) 介護予防・フレイル予防、健康づくりの推進	38
(2) 高齢者の重層的・包括的な見守り支援体制の充実	49
(3) 在宅生活を支える体制整備	55
(4) 認知症施策の充実	61
(5) 医療と介護の連携強化	68
(6) 高齢者の権利擁護の推進	69
基本目標3 持続可能な社会保障制度として、介護保険制度の適正で円滑な運営	71
(1) 居宅サービス	72
(2) 施設サービス	86
(3) 地域密着型サービス	90
(4) 介護保険制度の持続可能な運営体制の強化	96

第5章 介護保険事業費の見込みと介護保険料 100

1 令和6年度～令和8年度の見込み	100
2 介護保険料基準額の設定	105
3 令和22年度の見込み	111

資料編 116

1 計画策定の経緯	116
2 犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会規則	118
3 犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会委員名簿	120
4 語句説明(50音順)	121

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、2020年（令和2年）の国勢調査では高齢化率は28.8%となっています。また、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊の世代のすべてが75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることが見込まれます。全国で見れば、65歳以上人口は2040年（令和22年）を超えるまで、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年（令和17年）まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービスの必要量を見極めるとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、令和3年3月に策定した「第9次犬山市高齢者福祉計画・第8次犬山市介護保険事業計画」において、基本理念である「いきいき あんしん 健康長寿のまち 犬山」の実現に向け、高齢者が年齢にとらわれることなく自由で主体的に活動し、住み慣れた地域で個人の尊厳が守られながら自立した生活を送ることができる地域社会の構築を目指してきました。このたび計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第10次犬山市高齢者福祉計画・第9次犬山市介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

◆第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針の考え方（厚生労働省）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域ごとの人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者も含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの推進

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人介護人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進

2 計画の性格と位置付け

(1) 根拠法令等

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定による市町村老人福祉計画で、本市において確保すべき高齢者福祉事業の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

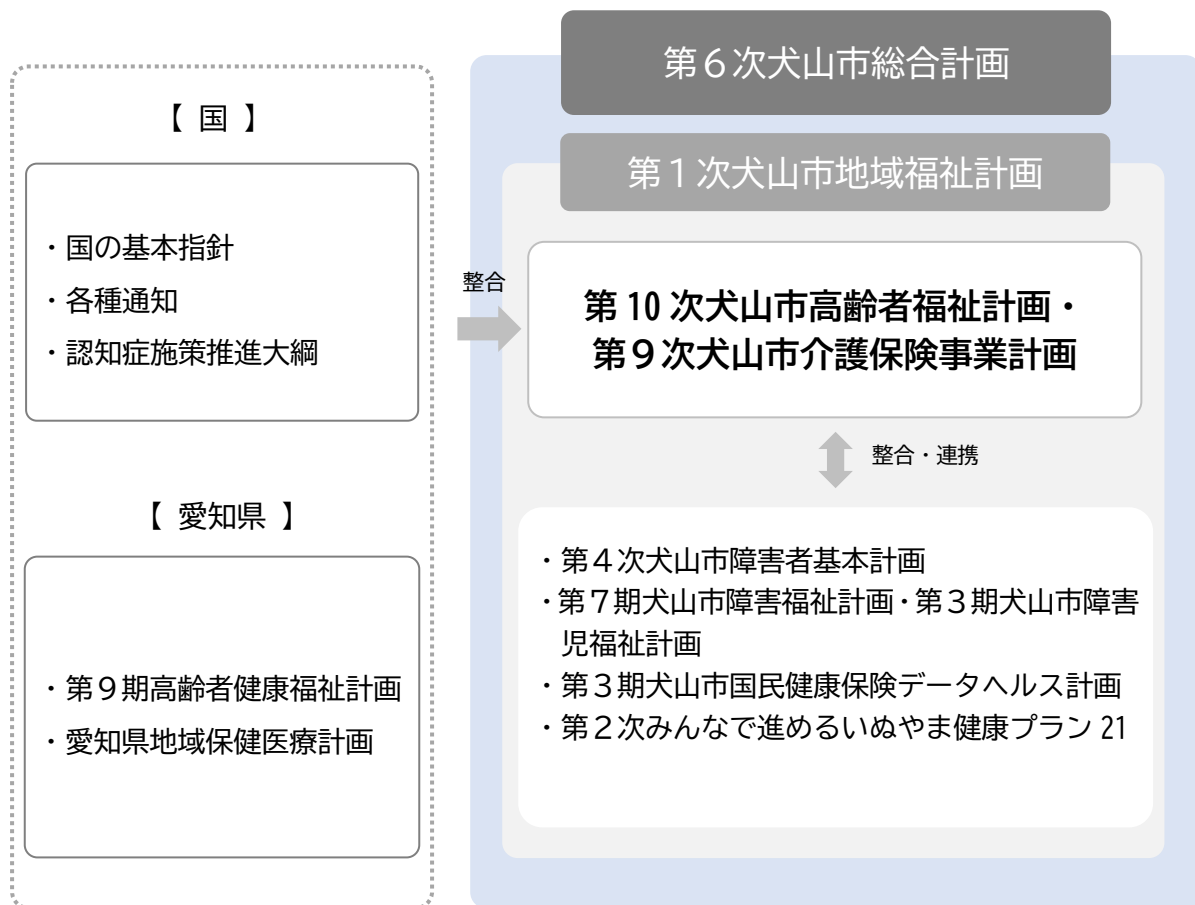
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画で、本市における要介護者等の人数、要介護者等のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたものです。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

(2) 関連計画との関係

本計画は「第6次犬山市総合計画」、「第1次犬山市地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「第4次犬山市障害者基本計画」、「第7期犬山市障害福祉計画・第3期犬山市障害児福祉計画」、「第3期犬山市国民健康保険データヘルス計画」、「第2次みんなで進めるいぬやま健康プラン21」等本市が策定する他の計画との整合を図って策定しています。

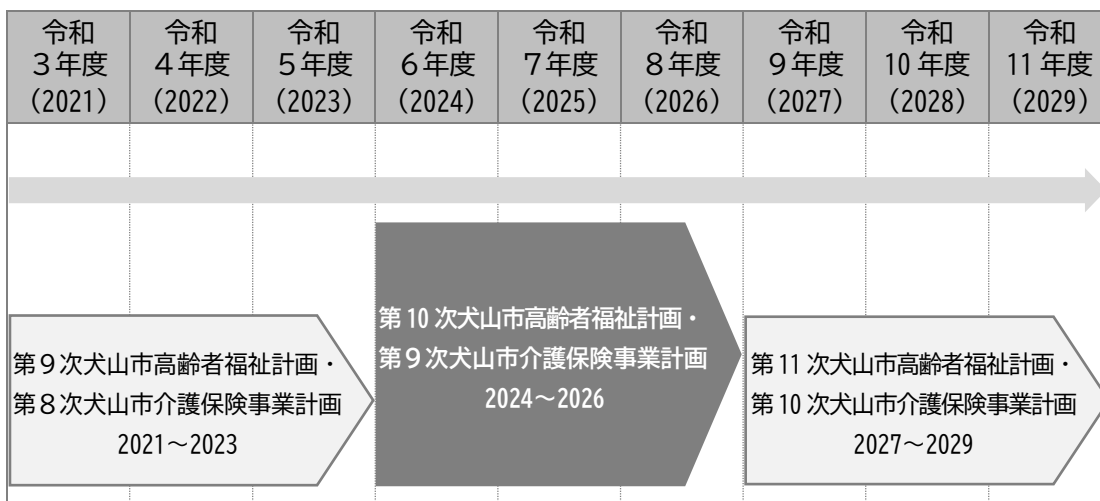
また、愛知県が策定する「第9期高齢者健康福祉計画」、「愛知県地域保健医療計画」との連携を図って策定しています。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

現役世代が急減する2040年（令和22年）を見据えた中長期的な視点を持つものであり、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとします。



3 計画の策定体制

(1) 推進委員会による検討

高齢者福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められるため、学識経験者、介護関係者、福祉関係者、被保険者の代表、行政関係者で構成する「犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会」を設置しています。

本計画の策定にあたって、「犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会」において、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者、事業対象者、要支援認定者を対象とした「一般高齢者向け調査」、要介護認定者で在宅での介護保険サービスを利用した高齢者を対象とした「居宅サービス利用者向け調査」、在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方を対象とした「在宅介護実態調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

対象者	対象	調査期間	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
一般高齢者向け調査	65歳以上の方、総合事業対象者の方、要支援認定者の方から無作為に抽出した方	令和4年12月1日 ～ 令和4年12月22日	郵送配付・郵送回収及びインターネット回答	2,000通	1,369通	68.5%
居宅サービス利用者向け調査	要介護認定を受けている方で、在宅で介護保険サービスを利用されている方			500通	206通	41.2%
在宅介護実態調査	在宅で生活している要介護（要支援）認定者（更新または区分変更申請の方）	令和4年9月1日 ～ 令和4年12月27日	認定調査員による直接配布・回収	369通	363通	98.4%

(3) パブリックコメントの実施

	内 容
期 間	令和5年10月28日～11月19日
募集内容	「第10次犬山市高齢者福祉計画・第9次犬山市介護保険事業計画(案)」を公開し、市民からの意見を募集
公開場所	市役所1階ロビー、高齢者支援課、各出張所、市立図書館、市福祉活動センター、各老人憩の家、各老人福祉センター 市ホームページ
意見募集方法	Eメール、FAX、郵送、高齢者支援課、各出張所、市福祉活動センター、各老人憩の家、各老人福祉センター
提出された意見	4通 4件(有効4件、無効0件)

(4) 計画の点検・評価、改善

高齢者福祉事業の実施状況や介護保険事業の運営状況の定期的な把握に努めるとともに、学識経験者、介護関係者、福祉関係者、被保険者の代表、行政関係者で構成する「犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会」による外部からのチェックも含め、1年毎に計画全体の点検・評価を行い、計画期間中においてもPDCA(Plan 計画、Do 実行、Check チェック、Action 改善)を用いて、計画を推進します。

第 2 章

高齢者の現状

1 人口および要介護認定状況

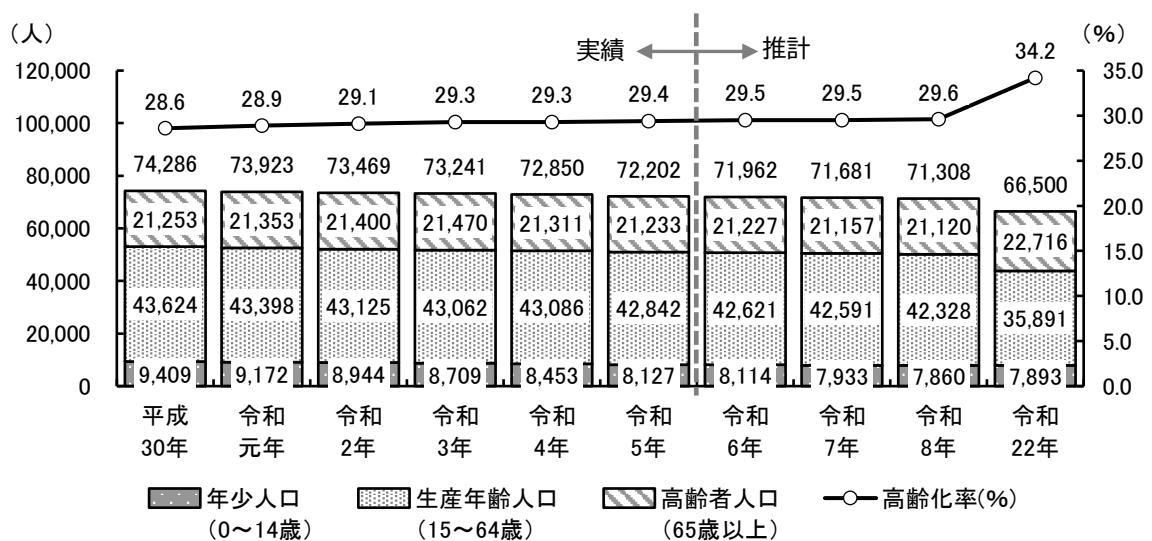
(1) 総人口および高齢者人口の推移と推計

当市の総人口は、年々減少しており、令和5年に72,202人となっています。一方で高齢化率は緩やかに増加し、令和5年に29.4%となっています。また将来推計をみると、今後も総人口は減少を続け、高齢化率は増加していくことを見込んでいます。

年齢3区分別人口の推移と推計

単位：人

項目	実績						推計			
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
年少人口 (0～14歳)	9,409	9,172	8,944	8,709	8,453	8,127	8,114	7,933	7,860	7,893
生産年齢人口 (15～64歳)	43,624	43,398	43,125	43,062	43,086	42,842	42,621	42,591	42,328	35,891
高齢者人口 (65歳以上)	21,253	21,353	21,400	21,470	21,311	21,233	21,227	21,157	21,120	22,716
総人口	74,286	73,923	73,469	73,241	72,850	72,202	71,962	71,681	71,308	66,500
高齢化率(%)	28.6	28.9	29.1	29.3	29.3	29.4	29.5	29.5	29.6	34.2



資料：実績は住民基本台帳(各年9月末日現在)
推計は第6次犬山市総合計画策定時の推計より試算

(2) 前期高齢者、後期高齢者の推移と推計

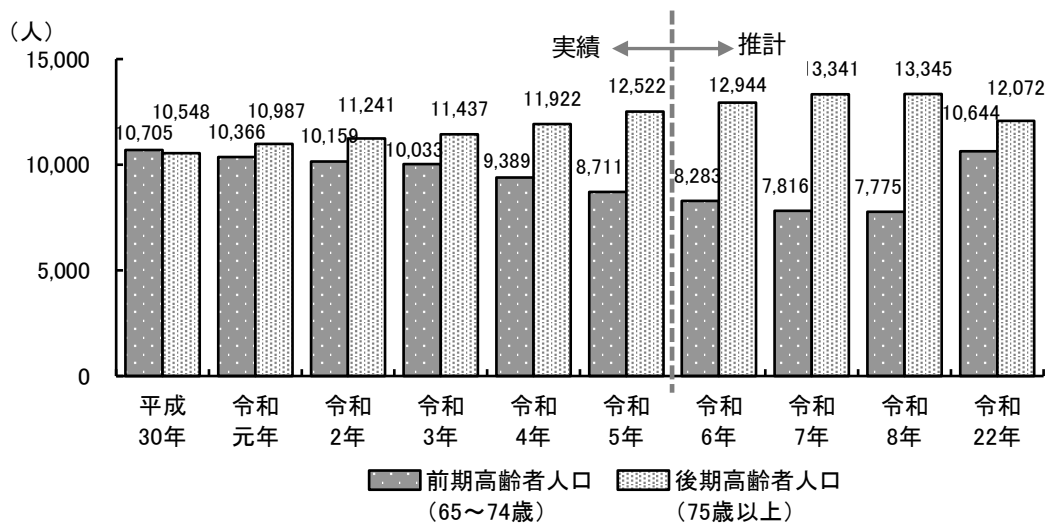
当市の高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は年々減少し、令和5年に8,711人となっています。後期高齢者（75歳以上）は年々増加し、令和5年に12,522人となっており、前期高齢者を上回っています。

一方で、将来推計（令和22年）をみると、前期高齢者（65～74歳）は増加傾向となり、後期高齢者（75歳以上）は減少傾向となる見通しとなっています。

前期高齢者、後期高齢者の推移と推計

単位：人

項目	実績						推計			
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
前期高齢者人口 (65～74歳)	10,705	10,366	10,159	10,033	9,389	8,711	8,283	7,816	7,775	10,644
後期高齢者人口 (75歳以上)	10,548	10,987	11,241	11,437	11,922	12,522	12,944	13,341	13,345	12,072
前期高齢化率 (%)	14.4	14.0	13.8	13.7	12.9	12.1	11.5	10.9	10.9	16.0
後期高齢化率 (%)	14.2	14.9	15.3	15.6	16.4	17.3	18.0	18.6	18.7	18.2



資料：実績は住民基本台帳(各年9月末日現在)、
推計は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

(3) 高齢者世帯数の推移（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）

当市の65歳以上の高齢者を含む世帯数は、令和2年で13,187世帯と、平成22年の12,095世帯に比べ1,092世帯増加しています。

また、高齢者単身世帯と高齢夫婦のみの世帯割合も年々増加しています。

高齢者世帯数の推移（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）

単位：世帯

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
市全体の世帯数	28,036	28,269	29,453
65歳以上の高齢者を含む世帯数	12,095 (43.1%)	12,777 (45.2%)	13,187 (44.8%)
ひとり暮らし高齢者世帯数①	1,712 (6.1%)	2,529 (8.9%)	3,089 (10.5%)
高齢者夫婦世帯数②	2,899 (10.3%)	3,652 (12.9%)	4,460 (15.1%)
ひとり暮らし高齢者又は 高齢者夫婦世帯数①+②	4,611 (16.4%)	6,181 (21.9%)	7,549 (25.6%)
同居世帯数	7,484 (26.7%)	6,596 (23.3%)	5,638 (19.1%)
1世帯あたり世帯員（人）	2.6	2.6	2.5

資料：国勢調査

(4) 要支援・要介護認定者の推移と推計

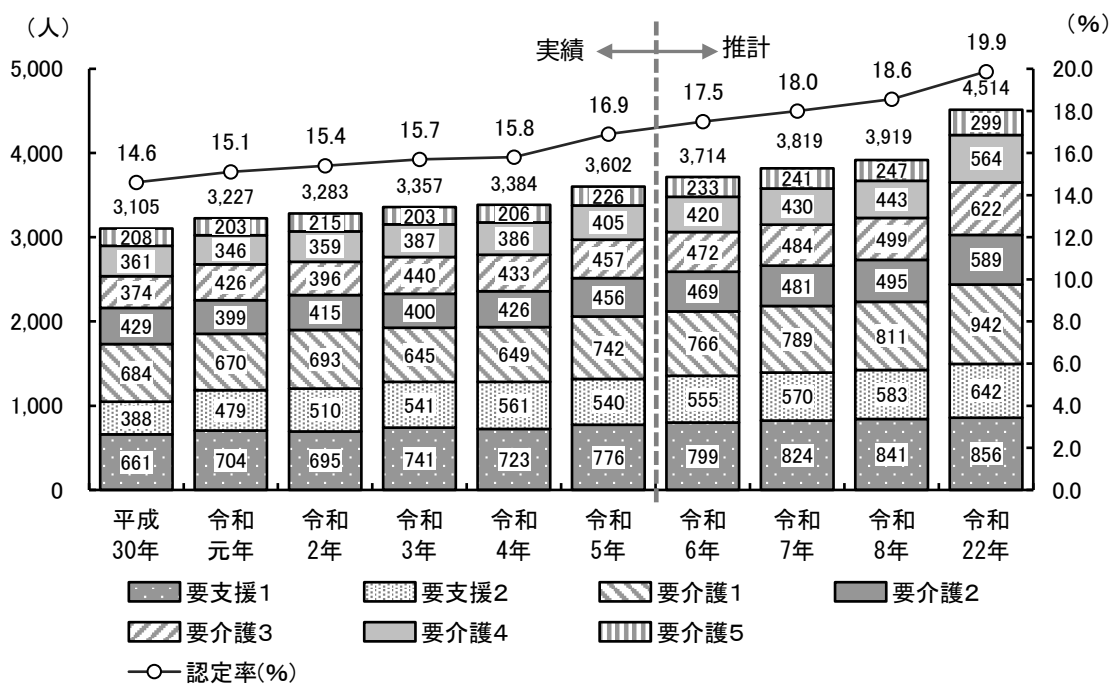
当市の要支援・要介護認定者数は増加しており、令和5年に3,602人となっています。また将来推計をみると、今後も増加していく見通しで、令和22年で4,514人となることが予想されています。

認定率をみると、令和5年では16.9%となっており、令和22年には19.9%に増加すると見込んでいます。

要支援・要介護認定者の推移と推計

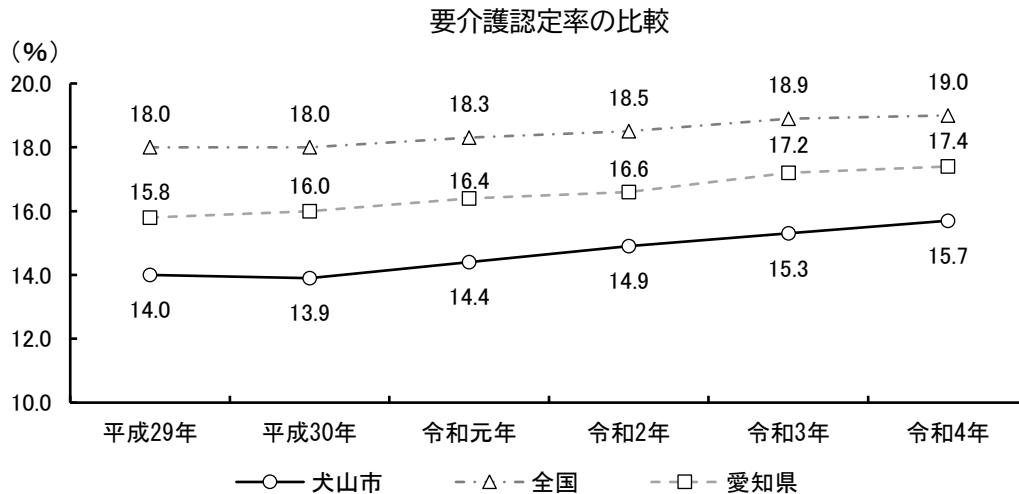
単位：人

項目	実績						推計			
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
要支援1	661	704	695	741	723	776	799	824	841	856
要支援2	388	479	510	541	561	540	555	570	583	642
要介護1	684	670	693	645	649	742	766	789	811	942
要介護2	429	399	415	400	426	456	469	481	495	589
要介護3	374	426	396	440	433	457	472	484	499	622
要介護4	361	346	359	387	386	405	420	430	443	564
要介護5	208	203	215	203	206	226	233	241	247	299
合計	3,105	3,227	3,283	3,357	3,384	3,602	3,714	3,819	3,919	4,514
認定率(%)	14.6	15.1	15.4	15.7	15.8	16.9	17.5	18.0	18.6	19.9



(5) 要介護認定率の比較

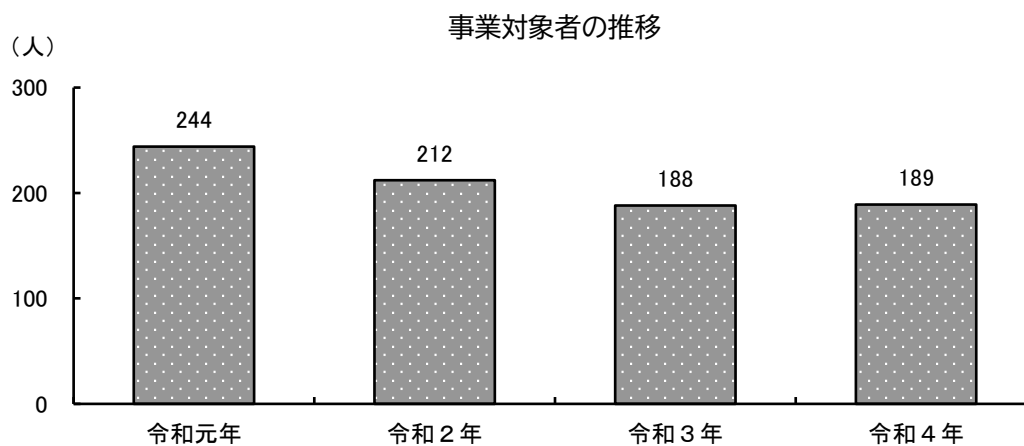
当市の要介護認定率は平成30年以降年々増加していますが、県・全国と比較すると低い値で推移しています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末日現在）
 ※要支援・要介護認定者は1号被保険者のみ

(6) 事業対象者の推移

当市の事業対象者数は減少傾向が続いており、令和4年で189人となっています。



資料：庁内資料（各年9月末日現在）

1 基本理念

本市の総合計画における将来像は「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山」を掲げ、「誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ」、「産業が栄えるまちへ」、「人にも地球にもやさしいまちへ」を基本目標にまちづくりを進めています。

健康・福祉分野では、「誰もがイキイキと健やかに暮らすことができるまち」を目指しています。

本計画の基本理念については、これまでの高齢者福祉の取組との連続性、整合性から前期計画の理念「いきいき あんしん 健康長寿のまち 犬山」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、本格的な超高齢社会に対応できる「地域包括ケアシステム」を深化、推進していきます。

【 基 本 理 念 】

いきいき あんしん 健康長寿のまち 犬山

2 基本目標

(1) 安心できる暮らしの継続と生きがいづくり

高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら様々な分野で活躍し、いつまでも健康でいきいきと生活できるよう、社会参加や生きがいづくりを推進していくとともに、高齢者本人の元気の維持につなげていきます。

また、高齢者の在宅生活の意向は高く、在宅で生活を続けるため、高齢者の生活を支える重層的な支援体制の構築を図るとともに、在宅での生活を支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、様々なサービスを提供します。また、介護を必要とする人だけでなく、その家族への支援も行います。

(2) 介護予防の推進と地域における包括的・継続的なケアマネジメント

高齢者が、できる限り介護が必要な状態（要介護状態）にならないように、また、要介護状態となってもできる限りその悪化を防ぐように、高齢者のQOL（生活の質）の向上を目指し、自立支援のための効果的な介護予防・フレイル予防の取組を推進します。また、医療との連携により継続的に生活が送ることができるよう支援体制を強化します。

併せて、市内5地区の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能を強化することで、増加する相談や複合的な課題を抱えた困難ケースに対応します。

認知症高齢者が増加していくと推測される中で、認知症高齢者に対する地域での支援の充実を図っていくとともに、地域のボランティアをはじめ、住民主体のサービスの担い手等の人財を発掘し、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

さらに、高齢者自らの選択に基づき、安心してサービスを利用できるよう、情報提供、総合相談、サービスへつなぐ支援や権利擁護に努めます。

(3) 持続可能な社会保障制度として、介護保険制度の適正で円滑な運営

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスを確保しつつ、サービスの質と向上を図るとともに、持続可能な介護保険制度にしていくため、介護給付の適正化に努めます。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策]



[施策の展開]

○生涯学習事業の推進 ○さくら工房の活用 ○生涯スポーツの推進

○シルバー人材センターの活用 ○高齢者活動センターの活用

○老人クラブ活動の促進 ○老人福祉センター・老人憩の家の活用

○ひとり暮らし高齢者あんしんコール事業 ○緊急通報システム事業 ○高齢者タクシー料金助成事業
○高齢者短期入所事業 ○住宅リフォーム助成事業

○在宅要介護者介護手当支給事業 ○訪問理髪サービス
○要介護者の家族や家族介護者支援の充実

○養護老人ホーム入所措置 ○有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況把握

○健康増進のための事業の充実と環境整備 ○生活習慣病発症予防、重症化予防

《一般介護予防サービス》 ○集いの場の拡充 ○フレイル予防事業 ○健康づくり事業
○介護予防を担うボランティアの養成
《介護予防・生活支援サービス》 ○訪問型サービス ○通所型サービス
○要支援者等に対するリハビリテーションサービスの提供体制の構築

○高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化 ○重層的な支援体制の構築
○高齢者見守り支援ネットワークの推進 ○避難行動要支援者支援制度の活用

○生活支援コーディネーターの配置 ○地域ケア会議 ○高齢者見守り配食事業 ○介護用品支給事業

○市民の認知症に対する正しい知識と理解の促進 ○認知症ケアパス
○認知症サポーター養成講座及びサポーターによる地域活動 ○認知症初期集中支援チーム
○見守りGPS購入費助成事業 ○見守りシール交付事業 ○認知症高齢者等個人賠償責任保険

○在宅医療介護連携強化への取組

○高齢者虐待防止のための取組 ○成年後見制度及び日常生活自立支援制度の活用

○訪問介護 ○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ○訪問看護・介護予防訪問看護
○訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
○居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ○通所介護
○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
○短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ○短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
○特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
○特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売 ○居宅介護支援・介護予防支援
○住宅改修・介護予防住宅改修

○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
○地域密着型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
○認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護

○適正な要介護認定 ○ケアプランの点検 ○住宅改修の点検 ○福祉用具購入の点検 ○福祉用具貸与の点検
○縦覧による給付の整合性確認及び介護情報と医療情報との突合 ○介護給付費通知
○介護サービス相談員派遣事業の推進 ○介護人材の確保と資質の向上
○介護現場の生産性向上の推進（介護職場でICTの活用等合理的なサービス提供の確保）
○災害や感染症に対応する体制の整備（災害時の施設等支援、事業継続計画等策定の指導・助言）

基本目標 1 安心できる暮らしの継続と生きがいづくり

(1) 多様な生きがいづくりへの支援



高齢者の多様なニーズに応じた活動の場を提供するとともに、より多くの高齢者が積極的に参加できるよう、機会の拡充に努めます。

また、団塊の世代が高齢期を迎え、地域における生活支援サービスの担い手となることも視野に入れた、ボランティアの養成の充実に努めます。

○生涯学習事業の推進

【事業内容】

高齢者が積極的に学び、個性と能力を伸ばすとともに、学習の機会の提供と自主的なクラブ活動を支援するために、楽田地区で老人福祉センターなどを活用して高齢者教室を開催しています。

【現状と評価】

囲碁、手芸、カラオケなどのクラブ活動のほか、各種発表会、展示会を行い、高齢者相互の懇親と教養を深める活動をしていますが、受講者の高齢化に伴い、教室数が減少しています。

高齢者教室の受講実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
延開催数(回)	352	349	300
延参加者数(人)	7,283	7,227	6,700

【方向性】

高齢社会・情報社会の到来により生涯学習に対するニーズが多様化・高度化していることを受け、「いつでも・どこでも・だれでも」自らが学ぶことができる生涯学習環境を整え、地域のNPO法人や大学とも連携し、魅力ある事業を展開します。

また、高齢者教室の維持、活性化のため、新規会員の加入促進につなげます。さらに、ボランティア講師登録制度として、市民の特技、知識、経験を講師として活かしてもらうことにより、生きがいつくりの場の提供と併せて、地域の人材育成と活用を積極的に進めていきます。

加えて、犬山市老人クラブ連合会などと連携し、安心して活動を継続できるよう支援します。

○さくら工房の活用

【事業内容】

高齢者の生きがいづくりと健康増進を図るため、介護予防整備事業補助を受け、平成15年5月に開設しました。

市民健康館との一体的な運営のもと、ものづくりを中心とした創作活動を展開しています。犬山焼窯元を講師に招いての陶芸教室、ステンドグラスや刺しゅう、絵手紙などの教室を、前期と後期に分けて実施しています。

【現状と評価】

ものづくりを通じて認知症や閉じこもりなどの介護予防効果が期待できる内容の教室を中心に実施していますが、参加者の年齢層は65歳以上が7割ほどで、80代後半の参加者も複数の教室でありました。

初めて参加される人は3割、継続して参加されている人は7割で、教室参加者アンケートでの声として、「参加して何が良かったか」の設問に対し、「趣味ができた」「外出の機会が増えた」「友達ができた」といった回答が上位を占めました。

さくら工房の受講実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
延受講者数（人）	1,002	1,844	2,390
うち高齢者実数（人）	186	153	174
開催教室数（教室） （前期・後期）	前期 17 教室 後期 18 教室	前期 15 教室 後期 15 教室	前期 17 教室 後期 15 教室

【方向性】

講師代表、市民代表、行政等で構成する「犬山市生きがいと健康づくり推進会議」の意見を踏まえ、さくら工房において、生涯学習や介護予防に関する事業を継続していきます。

講師の高齢化により休止や廃止となる教室や、定員を満たさず休止する教室もあることから、教室内容の検討や講師発掘に努め、高齢者の多様な価値観に対応できるよう魅力ある教室運営を図っていきます。

また、初回参加の割合が3割と少ないため、市広報での募集以外に、教室参加者による作品展を広く周知し、初回参加者の獲得にも努めていきます。

○生涯スポーツの推進

【事業内容】

スポーツを通じて、高齢者の方でも健康の保持・増進や体力づくり、仲間づくりができるよう、各種スポーツイベントを開催し、参加促進を図っています。

既に、地域の高齢者の中では、グラウンド・ゴルフ、卓球、クロリティーといったスポーツが活発であり、スポーツを通じて健康づくりや仲間づくりに繋がっています。

【現状と評価】

高齢者が、各種スポーツイベントにできるだけ多く参加できる環境を整え、健康の保持・増進や体力づくり、仲間づくりを通じた生きがいづくりを推進しています。

市民大会（グラウンド・ゴルフ）参加実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
大会開催数（回）	2	2	2
大会参加者数（人）	343	329	340

【方向性】

年齢を問わず誰もが気軽に参加でき、それぞれの体力や年齢、興味や目的に応じてスポーツに親しむことのできる機会を提供します。今後も、木曾川犬山緑地や体育館（エナジーサポートアリーナ）などを活用し、特定非営利活動法人犬山市体育協会やスポーツ推進委員をはじめ関係機関との連携を図り、生涯スポーツ社会の実現に向けた事業を展開していきます。

(2) 就業機会の充実

高齢者がこれまで培ってきた知識や技能を活かし、労働力の担い手として活動できるよう、シルバー人材センターと連携し、就業機会を充実させることで、高齢者が生きがい・やりがいを持ち地域に貢献できるよう努めます。

○シルバー人材センターの活用

【事業内容】

地方公共団体や一般家庭、企業から臨時的・短期的な軽易な業務を請負・委任契約で受注し会員に提供するほか、派遣・職業紹介も行っており、高齢者が培ってきた経験・能力を活かし働くことを通じて社会参画し、生きがいを得る機会を確保する役割を果たしています。

【現状と評価】

人生100年時代を見据えた生涯現役社会の取組により、高齢になっても継続して企業に就労する割合が高くなり、会員の確保が困難となっているため、入会説明会の見直しや女性委員会による女性会員増加の取組を進めています。また、城下町プラザ事業、トマト栽培事業といった自主事業にも取り組んでいます。

犬山市シルバー人材センターの状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
会員人数(人)	717	681	670
作業等受託件数(件)	4,223	3,899	3,600

【方向性】

「就業」を高齢者の生きがいづくりの一つとする高齢者のため、シルバー人材センターの活性化を支援するとともに、自立した事業運営ができるよう支援していきます。

また、見守りや家事援助、社会参加支援といった生活支援の担い手としての活動も支援していきます。

○高齢者活動センターの活用

【事業内容】

高齢者に就業の機会を提供するために設置された施設で、健康増進と高齢者相互の社会交流を図ることも目的として、軽作業を行っています。

【現状と評価】

高齢者の就業機会を確保していく中で、その選択肢の一つとして軽作業をはじめとする業務の受注に努めています。

高齢者活動センター活用の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
配分金総額（千円）	5,224	5,219	5,850
延就業者数（人）	321	348	390

【方向性】

今後も就労活動を支援するとともに、地域と高齢者相互の交流を図るためにシルバー人材センターを通じて管理運営をしていきます。

(3) 地域活動の奨励・支援

高齢者のニーズを捉えながら、シニア世代を対象とした講座やイベントの開催、老人クラブの活性化など、高齢者の知識や経験を活かした活動を支援します。

○老人クラブ活動の促進

【事業内容】

「健康」「友愛」「奉仕」の三本柱を基本理念として、趣味の活動や教養講座の受講のほか、社会奉仕活動や地域行事への参加といった、様々な活動を行っています。

【現状と評価】

役員のなり手不足や活動目標の共有が難しいこと、高齢者の趣味が多様化していることなどの理由により、会員数は減少傾向ですが、地域での社会奉仕活動やスポーツ活動を行い、地域住民同士が支え合う基盤の一つとして、活動しています。

老人クラブの現状

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	実績値	実績値	見込値
会員数(人)	1,531 (男性 812 女性 719)	1,329 (男性 717 女性 612)	1,325 (男性 715 女性 610)
加入率(60歳以上人口)(%)	6.14	5.33	5.30
クラブ数(団体)	39	35	35

【方向性】

高齢者が老人クラブ活動を通じて生きがいのある豊かな高齢期を過ごせるよう、老人クラブへの助成を行います。また、老人クラブの活動が地域の活性化に繋がるよう支援していきます。

○老人福祉センター・老人憩の家の活用

【事業内容】

趣味やレクリエーションなどを通じて健康増進や教養の向上を図ることを目的として設置された施設で、地域での交流の場として活用されています。

【現状と評価】

地域により稼働率に差があり、また、利用者についても固定化している傾向にあります。施設の老朽化も進んでおり、公共施設マネジメントの観点や事故リスクを考慮し、中長期的な営繕計画の策定の準備を進めています。

老人福祉センター・老人憩の家の利用実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
総延利用人数(人)	19,071	23,275	24,910
老人福祉センター延利用 人数(人)	8,400	10,560	11,300
老人憩の家延利用人数(人)	10,671	12,715	13,610

【方向性】

中長期的な営繕計画策定を進める中で、今後必要な営繕などの概算コストを算出し、施設のあり方を検討していきます。

(4) 生活支援福祉施策

ひとり暮らし高齢者などが住み慣れた地域での生活を継続するための支援を行います。

○ひとり暮らし高齢者あんしんコール事業

【事業内容】

日常の安否確認が必要なひとり暮らし高齢者に対し、希望する曜日に電話やビデオ通話で安否確認を行うサービスです。

業務は、受託先のシルバー人材センターが利用者の希望する日に登録された電話に連絡します。利用者負担は無料です。

【現状と評価】

令和3年度、令和4年度に安否確認を行った際に緊急対応となった案件はありません。また、利用者数は減少していますが、連絡を楽しみにしている利用者も多くおり、ひとり暮らし高齢者の孤独感の緩和と事業受託者側の生きがいづくりにもなっています。

ひとり暮らしあんしんコール事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
登録者数(人)	16	13	13

【方向性】

ひとり暮らし高齢者への安否確認の手段の一つとして必要と考えており、事業は継続していきます。

○緊急通報システム事業

【事業内容】

65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者などの自宅に緊急通報装置を設置することで、緊急時には消防署へ直接通報ができ、通報を受けた消防署で利用者の情報が確認できるサービスです。本人からの申請により緊急通報装置、ペンダント型端末機、見守りセンサー（人感センサー）をセットで設置します。手数料を含んだ利用者の実質負担額は、1か月550円です。

【現状と評価】

システムの設置台数は横ばいですが、システムを通じて救急搬送となった案件は、令和3年度は3件、令和4年度は3件あり、すべて大事に至らず済みしました。虚弱な高齢者の安全確保や不安解消の一助を担っています。

緊急通報システム設置事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
設置台数（台）	59	59	59

【方向性】

虚弱な高齢者の安全確保と不安解消のためには必要な事業と考えていますので、引き続き、高齢者が利用しやすいサービス提供に努めます。

○高齢者タクシー料金助成事業

【事業内容】

85歳以上の高齢者が介護保険の要支援・要介護認定者の5割を占める現状から、外出する機会を増やし社会参加を促進することにより介護予防を図るため、85歳以上の高齢者に年間28枚（月2枚＋4枚）のタクシー基本料金助成券を交付しています。

福祉タクシーや介護タクシーを含めたタクシー会社30社と協定を締結し、高齢者の外出を支援しています。

【現状と評価】

高齢者の外出支援施策として、通院、買い物などに利用されています。高齢の交通弱者を支援することから、地域公共交通を補完している面もあります。

タクシー料金助成事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
対象者数(人)	3,297	3,450	3,520
発行人数(人)	1,538	1,622	1,660
利用枚数(枚)	13,423	13,750	14,030
1人あたり平均利用枚数(枚)	8.7	8.4	8.5

【方向性】

総合的な交通施策の見直しの一環として、段階的に事業を拡充します。

令和6年4月からは、75歳から84歳までの高齢者のうち、自動車運転免許証を所持しておらず、住民税非課税世帯に属する方を新たに基本料金助成の対象とします。

また、令和7年4月からは85歳以上の高齢者のうち住民税非課税世帯に属する方に対しては、基本料金助成に加え、年間12,000円の利用料金助成を予定しています。

○高齢者短期入所事業

【事業内容】

冠婚葬祭や病気など家族の都合により、高齢者を一時的に養護できない場合、原則7日間を限度として、1日あたり1,730円の利用者負担で養護老人ホームを利用して短期間養護する事業です。

【現状と評価】

高齢者虐待や災害などによる緊急避難の受け入れ先としての利用もあるため、今後も継続できるよう居室の確保をはじめ、受け入れ態勢を整備しています。

高齢者短期入所事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用件数(件)	2	3	3
延利用期間(日)	33	66	49

【方向性】

在宅で身の回りのことが自分でできる高齢者を抱える家庭や緊急避難の受け入れ先として不可欠なサービスと考えます。引き続き、委託先の法人との連携に取り組んでいきます。

○住宅リフォーム助成事業

【事業内容】

所得の少ない世帯の方（市民税非課税世帯）が直近（6か月以内）の要介護認定で「非該当」と判定され、自宅で日常生活を営むことに支障がある場合、住宅改修の費用を10万円を上限として工事費用の9割を助成します。

【現状と評価】

令和3年度、令和4年度ともに利用がありませんでした。

市民の制度の認知不足が一因と考えられるため、制度の周知に努めます。

住宅リフォーム助成の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用件数（件）	0	0	2
助成額（円）	0	0	200,000

【方向性】

介護保険制度では支援できない市民に対する制度と考えており、市広報等を通じて制度の周知に努めます。

(5) 在宅介護支援福祉施策

介護者が在宅で安心して介護ができるよう、身体的・精神的・経済的な負担の軽減に向けた様々な支援を推進します。

○在宅要介護者介護手当支給事業

【事業内容】

3ヶ月以上寝たきり状態又は3ヶ月以上認知症の症状が続き、常時介護が必要な65歳以上の方を自宅で介護している方に対し、介護にかかる負担を軽減するため、月額8,000円を年2回に分けて支給するものです。

【現状と評価】

重度の要介護者を在宅で介護している介護者に対する支援事業として、引き続き、適正化を図りながら事業を進めています。

在宅要介護者介護手当支給事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
年間延べ支給件数(件)	2,075	1,865	1,560
年間支給総額(円)	16,600,000	14,920,000	12,480,000

【方向性】

在宅で重度の要介護高齢者を介護することは、介護者にとって非常に負担のかかることであるため、引き続き事業を継続していきます。

○訪問理髪サービス

【事業内容】

65歳以上の寝たきり高齢者の保健衛生の向上と介護者の負担を軽減させるため、理髪店に行くことが困難な家庭に理・美容師が出向いて、調髪の実施を行う事業で、利用券を年間最大6枚(2か月で1枚)交付しています。

【現状と評価】

在宅の重度の要介護者が対象のため、利用者の入れ替わりにより理容、美容の利用回数に変動はありますが、毎年度一定の需要があります。

訪問理髪サービスの実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
登録者数(人)	24	25	25
延べ利用回数(回)	理容:42 美容:26	理容:33 美容:36	理容:35 美容:35

【方向性】

重度の要介護高齢者を在宅で介護している家庭にとって、高齢者の保健衛生の向上と介護者の負担軽減の両面を支援できる制度のため、引き続き事業を実施していきます。

○要介護者の家族や家族介護者支援の充実

【事業内容】

全世代型社会保障の構築を進める観点から、関係部局が連携し認知症高齢者の家族やヤングケアラーも含めた家族の介護軽減に繋がる取組を進めることが重要です。

重層的支援体制整備事業や属性や世代を問わない包括的な相談支援等について、障害分野や児童福祉分野等の他分野と連携を図ることが重要です。

【方向性】

現在、市の教育部門で連携し、対象者の把握のため調査を行っています。今後、支援すべき対象がある場合は、関係部局が連携し、速やかに支援できるよう、体制の構築に努めます。

(6) 福祉施設施策

環境上の理由や経済的事情などで、在宅での生活が困難であると判断された高齢者に対して、養護老人ホームへの入所措置を行います。また、有料老人ホーム等の状況把握を行います。

○養護老人ホーム入所措置

【事業内容】

精神科医師や保健所長などで構成される老人ホーム入所判定委員会において、環境上の理由や経済的事情などで、在宅での生活が困難であると判断された高齢者に対して、養護老人ホームへの入所措置を行います。

【現状と評価】

入所者の高齢化が進み、ホームでの生活が困難となり、年々入所者数が減少しています。

しかし、環境上の理由や経済的理由で在宅生活ができない高齢者は一定数存在するため、必要な事業であると考えています。

養護老人ホーム入所措置の実績

施設名	令和3年度			令和4年度			令和5年度 (見込み)		
	ぬく森	さわやか 日本ライン※	長楽荘※ さわやか	ぬく森	さわやか 日本ライン※	長楽荘※ さわやか	ぬく森	さわやか 日本ライン※	長楽荘※ さわやか
市民の入所者数(人)	11	1	1	9	1	1	9	1	1

※県外の施設 さわやか日本ライン(岐阜県加茂郡坂祝町)、さわやか長楽荘(岐阜県可児郡御嵩町)

【方向性】

環境上の理由や経済的事情などで在宅での生活が困難であると判断された高齢者に必要なため、事業を継続していきます。

○有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況把握

【現状と評価】

当市では、令和6年2月末時点で、有料老人ホームが11か所、サービス付き高齢者向け住宅が2か所設置されています。有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅について、多様な介護ニーズの受け皿の一つとして、サービスの提供状況の把握を行っています。

【方向性】

県と連携し、状況把握に努めるとともに、介護サービス相談員を活用し、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図ります。

(7) 保健施策

○健康増進のための事業の充実と環境整備

【事業内容】

市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組み、生活習慣病予防や健康増進に繋がる保健事業を行っています。

誰もが気軽に行うことができるウォーキングは、健康づくりボランティアへの委託事業として、年間を通して市内のウォーキングコースを中心に各地域で行われています。またウォーキング講座や企業と連携した歩行診断、ウォーキングアプリを活用したウォーキングの取組も併せて実施しています。

また、中高年男性や高齢者など、対象者別の料理教室を、健康づくりボランティアへの委託事業として実施し、食事のバランスなどに配慮した食事づくりの実践指導を行い、日常生活に取り入れられるようにしています。

【現状と評価】

歩行姿勢や歩数を意識することで、健康増進や介護予防に繋がるウォーキング事業を包括的に実施しており、参加者数やウォーキングアプリダウンロード数は増加しています。料理教室はコロナ感染症の影響で中止や縮小はしましたが、栄養バランスを機器で測定する食育 SAT は多くの高齢者の参加がありました。

事業名	実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
ウォーキング事業「ちょっと歩こういぬやま」	開催回数(回)	6	8	10
	延参加者数(人)	113	143	150
ウォーキングアプリ「てくてく」	ダウンロード数	4,171	4,704	5,000
中高年男性の料理入門	開催回数(回)	コロナ感染拡大で中止	5	5
	延参加者数(人)		36	50
選んで楽しく健康レストラン(食育 SAT)	開催回数(回)	5	8	8
	延参加者数(人)	101	176	200

【方向性】

健康増進や介護予防に繋がる保健事業の推進とともに、身近な生活圏で気軽に無理なく健康づくりや介護予防の取組ができる環境を整える必要があります。

地域コミュニティや老人クラブなど関係団体とも連携をとり、様々な機会を捉え、資源を活用しながら事業を企画していきます。

○生活習慣病発症予防、重症化予防

生活習慣病は中年から高齢者の間で急増する傾向にあり、一度かかると完治させることは難しく、重い障害となり介護が必要となる場合もあります。

生活習慣病は生活習慣が深く関与し、その改善により予防できる可能性が高いことから、生活習慣病のリスクを抑える生活を送ることを推奨するとともに、毎年健康診断を受けることを推奨し、受診率の向上にも努めています。

【事業内容】

1. 健診事業

① 特定健康診査（各保険者による健康診査）

40歳～74歳を対象に生活習慣病予防を目的にした健康診査で、国保、社保、共済保険など各保険者が被保険者に対し、毎年行う健診です。

健診項目は、身体測定、血液検査、視力検査の外、国保対象者には、心電図、貧血検査、眼底検査を上乘せし、血管系疾患に対応した健診内容となっています。

② 後期高齢者医療健康診査

75歳以上を対象に生活習慣病予防を目的にした健康診査で、健診項目は、特定健康診査と同じです。

2. 重症化予防事業

健診結果によって生活習慣の改善が必要な人を対象に、保健師等による特定保健指導、病態別講座の開催、個別訪問等を行っています。

また、治療中断者や健診未受診者への家庭訪問を行い、医療機関につながる取組をしています。

【現状と評価】

犬山市国保被保険者を対象にした特定健康診査の令和4年度受診率は39%でした。

検診受診率（国保）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
特定健康診査（%）	40.3	39.0	40.0

【方向性】

健診受診率の向上とともに、健診結果を問わず、食事や運動、睡眠、飲酒、喫煙などの改善意識を持つことや、日頃の生活習慣を見直し、無理なく継続できる生活習慣の改善などの予防対策を進めていきます。

基本目標2 介護予防の推進と地域における 包括的・継続的なケアマネジメント

(1) 介護予防・フレイル予防、健康づくりの推進

高齢者が自ら介護予防に取り組む意識が高められるよう事業の内容を再検討していきます。また、老人クラブ連合会や運営に参画するボランティア団体との連携強化を図ります。

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護（要支援）状態となることの予防又は要介護（要支援）状態の軽減・悪化の防止を目的として取り組みます。

高齢者の自立支援に資する取組を推進することで、要介護（要支援）状態になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指します。

《一般介護予防サービス》

○集いの場の拡充

【事業内容】

民生委員児童委員やボランティアなどの地域住民が主体となって、体操・囲碁・将棋・茶話会・ものづくりなどを定期的に行う集いの場が各地に立ち上がっています。集いの場に通うことで、身体機能が向上するだけでなく、閉じこもりや孤立の防止、生きがいや社会的な役割の確保、さらには、参加者同士の安否確認にもつながります。

【現状と評価】

新規立ち上げ時の支援、専門職による健康相談や健康教育の開催、地域住民への周知を行い、自主的な活動が継続できるよう支援を行っています。

また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、関係機関と連携し、重症化予防事業の開催や、地域の集いの場への参加を促すなどの取組を始めています。

参加者の高齢化や運営主体の担い手不足などに伴い、活動中止となる集いの場もありますが、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の地域づくり担当等が支援し、毎年新しい集いの場が立ち上がっています。

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）による集いの場の支援

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
活動支援延べ人数（人）	1,848	1,761	1,800
把握している集いの場 (か所)	118	119	174

【方向性】

歩いていくことができる距離に集いの場ができるよう、引き続き集いの場の立ち上げ支援を行っていくとともに、開催状況や参加することによる効果を積極的に周知していきます。

○フレイル予防事業

【事業内容】

フレイルとは、病気ではなく、加齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい健康と要介護の中間の状態のことです。

早目に気がついて適切な対策をとれば改善が可能であることから、健診事業や健康づくり事業を通して、フレイル予防を進めています。

1. 健診事業

① 後期高齢者医療健康診査（フレイル健診）

75歳以上を対象に、生活習慣病とフレイルの早期発見を目的にした健康診査です。令和2年度から問診表の内容を「フレイルチェック」に変更し、筋力や口腔内の衰え、認知症、社会参加の有無などフレイル傾向をみる15項目の問診により、生活習慣病の早期発見に加え、フレイル予防への個別対策を行っています。

② オーラルフレイル歯科健康診査

令和5年度から60歳、70歳、76歳を対象に、従来の歯周病検診にオーラルフレイルチェック3項目（飲み込む機能、口腔乾燥、噛む機能）を加えた内容です。結果により歯科医師がアドバイスをを行い、口腔機能の維持・向上のための教室に繋がります。

③ アイフレイル眼科健診

令和5年度から65歳、76歳を対象に始めた健診で、従来の緑内障検診の検査項目に加え、問診票にアイフレイルチェックの項目を加えたもので、加齢に伴って発症する眼疾患の早期発見、早期治療により、視力の低下、失明を未然に防ぎます。

2. 健康づくり事業

① フレイルチェック票での自己チェック

令和5年度から歯科健診や眼科健診の対象者へ自己チェック票を送付しています。30項目あるチェックの中で、「ロコモフレイル」「アイフレイル」「オーラルフレイル」「認知症」の傾向があると判定された方に対し、保健師等が個別支援を行っています。

② フレイル予防講座

フレイル予防の意識付けや予防効果のある運動や栄養の話などを保健師や管理栄養士、健康運動指導士などが行い、生活機能の維持向上に繋がっています。

③ フレイル予防教室（FYS）

通信カラオケ機器を使用し、筋力アップのための運動、認知症予防のための頭の体操、嚥下等の口腔機能の低下を予防するためのお口の体操にインストラクターと一緒に楽しくフレイル予防に取り組みます。

【現状と評価】

健診事業は、これまでの健康診査や歯科健康診査、緑内障検診にフレイル予防対策としての視点を入れ、健診内容の充実、対象年齢の拡充を行いました。

また、フレイルの状態か、その前段階かを早めに自らが気づき、予防や改善の行動を促すために、令和5年度から自己チェック票の送付を行い、返信があった人への個別支援を行っています。

特に転倒予防や筋力低下を予防する運動教室を中心に、フレイル事業を展開しています。

フレイル予防のための教室

年度	事業名	回数	延参加者数
令和 3年度	フレイルを防ぐトレーニング（6回シリーズ）	6回	62人
	スローエアロビクス	1回	13人
	初心者のための運動講座	16回	39人
	筋力トレーニング（7回シリーズ）	7回	50人
	ヨガ、椅子ヨガ	2回	26人
	フレイルを防ぐトレーニング	1回	26人
	犬山スポーツボイス教室	26回	253人
令和 4年度	転倒骨折予防講座	2回	30人
	関節が痛い時の運動法（3回シリーズ）	3回	44人
	ヨガ、椅子ヨガ	3回	33人
	ピラティス（2回シリーズ）	2回	26人
	フレイル予防講座	1回	26人
	犬山スポーツボイス教室	40回	366人
令和 5年度 (見込み)	ピラティス（2回シリーズ）	2回	30人
	自律神経コンディショニング講座（2回シリーズ）	2回	40人
	転倒骨折予防講座	2回	60人
	フレイル予防教室（FYS）	48回	720人

【方向性】

各種健診については、受診しやすい環境づくりや効果的な受診勧奨など、受診率向上に努めます。

また、フレイル予防のための教室への参加がしやすいように、周知するとともに、自宅や身近な場所で気軽に取り組めるフレイル対策の知識や意識の向上を図ります。

また、地域でサロン事業を展開する民生委員児童委員等の関係団体や高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）職員とも連携して、集いの場の拡充と合わせて、多角的なフレイル予防にもつながるよう、継続的に支援していきます。

○健康づくり事業（高齢者対象）

（１）出張サロン事業

【事業内容】

町内などを単位とした単位老人クラブの一般高齢者を対象に、市民健康館の保健師、管理栄養士やボランティア団体の食の改善推進員、健康づくり推進員の連携により、介護予防や生活習慣病予防をテーマとした健康講話、体操、食事バランスチェックなどを組み合わせたプログラムを実施しています。

【現状と評価】

高齢者が地域の仲間とともに、主体的な介護予防や生活習慣病予防に取り組む意識が高まるように毎年内容を工夫しています。

令和２年度から新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施方法を見直し、人数制限や回数を減らすなど、感染対策に取り組みながら行いました。

４年度までは、単位老人クラブを対象とし、食と運動と講話の３つを合わせた内容で行っていましたが、５年度は各老人クラブのニーズに合わせた内容で行っています。

出張サロン事業の実績

	令和３年度	令和４年度	令和５年度 (見込み)
開催日数（日）	9	16	12
参加者数（人）	150	309	300

(2) 健康体力チェック事業

【事業内容】

握力、バランス力、柔軟性、敏捷性などの測定を行い、個別に結果票を返却し、結果に即した運動内容を案内しています。

市の保健師と、市内外で体操を中心に健康づくり活動を行っている愛知県健康づくりリーダーが中心になり行っています。

【現状と評価】

各地域高齢者あんしんセンターや民生児童委員が中心となって運営するサロンの場に参加したり、市主催の運動教室等の参加、自主グループや依頼のあった団体などにも行っています。

定期的に体力チェックを行い、体力の維持増進を図ることは、客観的に自分の体力がデジタル化され評価できることから、運動意欲につながります。

健康体力チェック事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
開催回数(回)	17	15	16
参加者数(人)	239	222	250

【方向性】

高齢者が自ら介護予防に取り組む意識を高め、日頃の活動にも取り入れられる事業内容を毎年検討していきます。また、老人クラブ連合会や運営に参画するボランティア団体との連携強化を図ります。

身近な地域で健康づくり事業に参加したり、年1回自分の体力チェックが行えるよう環境整備を整えていきます。

○介護予防を担うボランティアの養成

【事業内容】

高齢化率の上昇や複雑化するニーズに対応するため、多様な担い手の育成が求められており、介護予防に関する講義や実践を行う養成講座を通し、地域で活躍するボランティアを養成しています。

また、養成後は、市の保健事業とも連携し、活動の場を設けたり、各種イベントで活動紹介をしています。

【現状と評価】

食の改善推進員と健康づくり推進員の養成のため、各協議会と市が協働で養成講座を実施しています。

ボランティアの養成は、毎年もしくは隔年の実施で、参加者が少ないのが現状ですが、ボランティア活動は自身の健康維持・介護予防及び社会参加・地域貢献を通じた生きがいづくりになっています。

食の改善推進員会員登録者数 28人（令和5年4月1日現在）

健康づくり推進員会員登録者数 8人（令和5年4月1日現在）

推進員の高齢化が進み、特に健康づくり推進員会員登録者数が激減しており、担い手の育成が課題です。

養成講座の実施状況と新規ボランティア登録者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
食の改善推進員	コロナのため中止	回数：5回 延べ参加者数 29名 うち新規登録者数5名	隔年実施のため休止
健康づくり推進員	コロナのため中止	隔年実施のため休止	回数：3回 延べ参加者数 15名 うち新規登録者数5名

【方向性】

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や民生委員児童委員等と連携を図り、担い手の確保や活動内容の充実に向け、事業内容を見直して、健康づくりに関心のある人が参加しやすい養成講座を企画します。

また、市民の健康づくり・介護予防の意識の醸成とともに、ボランティア自身がいきいきと活動していけるよう、推進員活動の後押しを行っていきます。

《介護予防・生活支援サービス》

○訪問型サービス

【事業内容】

ホームヘルパーなどが在宅での日常生活に支障のある人の自宅を訪問し、本人の能力を最大限活用しながら、身体の介助や日常生活の援助を行うことによりできることを増やすよう支援します。

【現状と評価】

平成29年4月から介護保険の介護予防訪問介護がこのサービスに移行しました。移行後も従前の介護予防訪問介護の提供にとどまっています。

訪問型サービスの実績（現行相当）

令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
件数(件)	給付額(円)	件数(件)	給付額(円)	件数(件)	給付額(円)
2,399	43,324,304	2,515	44,568,900	2,220	42,676,000

【方向性】

引き続き従前の介護予防訪問介護でのサービス提供を行っていきます。要支援者等の生活支援のニーズに対応する多様なサービスについては、地域の実状や社会資源の状況を鑑み、サービスの必要性を検討していきます。

○通所型サービス

【事業内容】

在宅で外出機会の少ない人などが心身機能の維持向上のため機能訓練やレクリエーションに参加し他者との交流を図ることで、孤立感が解消されるとともに、能力に応じた自立した生活を送ることができるようサービスを提供します。

【現状と評価】

平成29年4月から介護保険の介護予防通所介護がこのサービスに移行し、加えて介護予防通所介護の設置基準を緩和したサービスを実施しています。利用期間の長期化やサービスのミスマッチが課題であり、適切な介護予防ケアマネジメントを通じて実情に応じたサービスの提供を行っていくことが必要です。

通所型サービスの実績

		通所型サービス（現行相当）	通所型サービス（基準緩和型）
令和3年度	件数（件）	3,489	1,300
	給付額（円）	92,878,504	11,083,329
令和4年度	件数（件）	3,717	1,353
	給付額（円）	98,013,014	15,945,688
令和5年度 （見込み）	件数（件）	3,204	1,224
	給付額（円）	87,324,000	40,939,000

【方向性】

ニーズに合わせて柔軟にサービス内容を設定しやすく、自立支援の視点に立ったサービスの充実化を図ります。また、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）に配置した生活支援コーディネーターとも協働して地域での集いの場作りを支援していきます。

○要支援者等に対するリハビリテーションサービスの提供体制の構築

【現状と評価】

当市の介護保険制度における通所リハビリ系サービスは、全国と比べ充実していますが、現場で働くリハビリ専門職からはまだ改善していないとの声も聞こえます。

リハビリ専門職が個々に、地域のサロン等で介護予防教室に参加し、心身機能や生活機能の向上に向けて働きかけていることは確認していますが、本格的な活動には至っていません。

地域で介護予防教室等を行ってくれる事業所をサロンの世話人向けの冊子で紹介するなどマッチングを始めているところです。

また、介護予防等の取組における検討会（自立支援型ケア会議）等において、専門職間の繋がりを構築しています。

【方向性】

生活支援体制整備事業でのマッチングを続けるとともに、介護予防等の取組における検討会（自立支援型ケア会議）など、多職種が集まる場を活用し、地域の集いの場等での切れ目のないリハビリテーションの取組が提供できるよう、連携体制の構築を目指していきます。

(2) 高齢者の重層的・包括的な見守り支援体制の充実

高齢者がそれぞれの状況に応じて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、また、介護者に対する支援の観点からも、生活支援・見守り体制の充実を図ります。

○高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化

【事業内容】

センターには、専門職（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師）のほか、地域づくり担当を配置していますが、さらに機能強化することで増加する相談や複合的な課題を抱えた困難ケースに対応していきます。各職員が地域のネットワークを構築し、保健・医療・福祉に関する相談・支援などを包括的かつ継続的に実施しています。

市内5地区の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）が介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、高齢者自身やその家族、地域住民からの相談に応じ、各種サービスの調整や関係機関との連携強化を図っています。

【現状と評価】

高齢化率の上昇に伴い、相談等も増加傾向にあります。

高齢者の抱えるニーズの多様化だけではなく、多岐に渡る課題を抱えた困難ケースが増えており、個々に合わせた柔軟な対応が求められています。

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）一覧（令和5年度現在）

名称	設置場所
犬山北地区高齢者あんしん相談センター	キャスト▷ヨシヅヤ犬山店内
犬山南地区高齢者あんしん相談センター	総合犬山中央病院内
城東地区高齢者あんしん相談センター	特別養護老人ホームめぐ森内
羽黒・池野地区高齢者あんしん相談センター	老人保健施設フローレンス犬山内
楽田地区高齢者あんしん相談センター	特別養護老人ホーム犬山白寿苑内

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談延べ件数（件）	13,833	16,655	18,000
権利擁護事業件数（件）	721	513	617

【方向性】

高齢者の多様化したニーズや多岐に渡る複合的な課題を抱えた実情に合わせ、必要なサービスや地域の社会資源を結び付け、包括的支援ができる体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）を進められるよう、多機関と連携した適切な支援をしていきます。

○重層的な支援体制の構築

【事業内容】

重層的支援体制整備事業※1を実施することにより、地域での相互扶助の基盤整備を推進するとともに、既存分野の専門性を生かした支援とあわせて分野を横断して連携することで、複雑化・複合化している地域住民の支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を構築します。

※1 重層的支援体制整備事業は、包括的な相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで専門職による支援体制を整えるとともに、地域住民相互の気にかけて関係性の中で支え合いや助け合いの基盤を構築する事業で、社会福祉法第106条の4に規定されています。

【現状と評価】

○現状

令和3年11月から、包括的な相談支援体制の構築に向けて福祉課を中心に庁内関係課（令和4年8月からは市社会福祉協議会も参加）による連携会議を実施し、情報共有や事例検討を通じた職員の資質向上を図っています。

また、令和4年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業（最大3年間）を実施しており、包括的な相談支援体制の構築の第一歩として、「ふくし総合相談窓口」を福祉課に設置するとともに福祉課を事務局とした犬山市地域福祉推進委員会を設置し、犬山市重層的支援体制整備事業計画他3計画を包含する第1次犬山市地域福祉計画を策定しました。

○評価

連携会議により庁内関係課及び市社会福祉協議会との顔の見える関係性の構築は進んでいますが、多分野が連携しやすい組織のあり方など、実施体制については十分検討する必要があります。

分野や世代を超えて一体的に実施することが求められている事業について、行政においては既存事業の整理を含めた実施体制を検討するとともに、地域においても支え合いや助け合いの仕組みの充実を図る必要があります。

【方向性】

令和6年度から重層的支援体制整備事業を本格的に実施していきます。そのためには、多分野の専門職が協働する体制の構築とともに地域力の向上が必要であることから、情報共有の仕組みを整えるとともに専門職を対象とした研修会や住民を対象としたシンポジウムなどの開催を通じて地域力の向上を図っていきます。

○高齢者見守り支援ネットワークの推進

【事業内容】

高齢者の見守り体制の強化のため、市内の新聞販売店、日本郵便株式会社などと「犬山市高齢者見守りネットワーク事業協定」を締結し、業務の中で関わる高齢者を見守り、異変に素早く対応できる体制を構築しています。

また、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）による訪問支援等を行っています。

【現状と評価】

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加する中、地域との交流がほとんどない高齢者が増えており、緊急時に対応することが困難な場合も多くみられ、見守り体制の推進が必要です。

令和6年2月末現在では、50事業所と協定を結び、支援体制を構築しています。

【方向性】

平常時の見守り活動において、個人情報守秘義務の観点から情報収集が難しいことが課題となっています。

高齢化率の上昇により、支援が必要な高齢者が増加することが考えられます。そのため、日頃から地域での見守りや、福祉・介護サービスの提供を通じた見守りなど、幾重ものネットワークにより、見守り体制の強化を図ります。

また、町内会といった地域の関係団体や、医療機関、介護サービス事業所、警察署、高齢者見守りネットワーク協定事業所といった、あらゆる機関との連携を強化しながら、地域ぐるみで高齢者の生活全般を支えていくための見守りネットワークを推進します。

協定締結事業所数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
事業所数（か所）	47	50	52

○避難行動要支援者支援制度の活用

【事業内容】

市への申請により登録した「避難行動要支援者支援制度名簿提供同意者名簿」を作成し、地域の関係者へ配付することで、地域において平常時の見守りに活用するとともに、災害時の安否確認や避難支援が迅速に行われることを目的としています。

災害時や災害の発生する恐れがある場合に、在宅者で、自力で避難することが困難で、避難確保に特に支援を要する高齢者や障害者等に対し、地域の中で情報の伝達や避難の手助けをする仕組みをつくります。

【現状と評価】

申請には、個人ごとに避難行動計画の作成が必須となっており、支援者を1名以上登録する必要があります。

また、令和4年度には、対象者全員に対して民生委員による戸別訪問で、実態調査を実施しました（3年に1度）。

引き続き、防災担当課と高齢者、障害者、難病者の担当課が連携し、事業の周知を図り、有事の時に実効性の高い制度とする必要があります。

要支援者に対し、平常時より声かけや見守りを行うことで、住民全体の防災意識を高めるとともに、地域が主体となった避難支援体制を整えるために、関係団体である民生委員児童委員や町会長のみならず、市民全体へ制度の周知を図っています。

避難行動要支援者支援制度名簿提供同意者の実績

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護保険の要介護3～5の 認定者	44	33	39
身体障害者手帳（内部障害を 除く）1～3級所持者	124	118	121
療育手帳A判定所持者	11	11	11
精神障害者保健福祉手帳 1級所持者	1	1	1
その他（難病患者等）	24	28	26
合計	204	191	198

【方向性】

避難行動要支援者及び地域住民への制度の周知を一層図るとともに、真に支援を必要とする要支援者の把握に努め、有事の際は本制度が実効性の高いものとなるよう、当事者の意見も聞きながら仕組みを整えていきます。

今後も対象者の増加が予想されるため、関係者と協力し、地域における自助・互助の取組の強化に努めます。

(3) 在宅生活を支える体制整備

ひとり暮らしの高齢者などで、支援が必要になった場合でも自立した生活ができるよう、高齢者のニーズに応じた多様なサービス提供に向けた体制の構築を推進します。

○生活支援コーディネーターの配置

【事業内容】

地域課題を把握し、解決に繋げるための体制づくりの一環として、地域における高齢者の生活を支える資源の開発、担い手の養成、関係者間のネットワーク構築などを行う専門職として、生活支援コーディネーターを配置しています。

また、生活支援コーディネーターを補完する役割の協議体を各地区に設置し、地域情報の把握・共有のために定期的を開催しています。

【現状と評価】

市全体で活動を行う第1層生活支援コーディネーターは公募により1名選定し、日常生活圏域で活動を行う第2層生活支援コーディネーターは市内5地区の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）に1名ずつ配置しています。

協議体の開催により地域での見守りや支え合いの体制づくりが進んでいる半面、この取組を続けていくため長期的な視点で協議体への参加者を継続的に確保することが課題として取り上げられることがあるため、この事業への理解と周知する取組が必要です。

生活支援コーディネーターの配置一覧

圏域	地区	所属
第1層	犬山市全域	一般社団法人和顔の輪
第2層	犬山北地区	医療法人啓友会
	犬山南地区	社会医療法人志聖会
	城東地区	社会福祉法人ともいき福祉会
	羽黒・池野地区	医療法人啓友会
	楽田地区	社会福祉法人白寿苑

第1層協議体開催回数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
第1層協議体(犬山市地域ケア・生活支援推進協議会)(回)	2	1	1

第2層協議体開催回数

単位：回

地区	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
犬山北地区	5	11	12
犬山南地区	5	11	12
城東地区	8	11	12
羽黒・池野地区	7	11	12
楽田地区	5	11	12

【方向性】

生活支援コーディネーターや各地区の第2層協議体を中心に、地域情報の共有を進め、課題の解決に努めるとともに支え合いの体制づくりを推進します。

また、各地区の取組の成功事例を全市の協議体を集め実施する交流会で共有し取組を活性化させます。

また、チラシの作成・配布、活動内容をホームページや広報などに掲載することで、事業の周知を図ります。

○地域ケア会議

【事業内容】

① 地域ケア会議

地域の高齢者、及びその世帯を取り巻く課題が複雑化する中で、介護サービス事業所、医療機関、近隣住民などの関係者を集め、個別ケースの支援内容の検討を行うことを目的として、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）が開催しています。

② 介護予防等の取組における検討会（自立支援型ケア会議）

個別ケースの検討を重ねることにより、地域課題を把握し、それらの課題を地域づくりや政策形成に結び付けていくことで地域包括ケアシステムの構築に繋ぐことを目的として、市が開催しています。

【現状と評価】

① 地域ケア会議

個別ケースについて支援内容を検討していますが、複合的な課題を抱えたケースが多く、明確な課題を把握することが難しいのが現状です。

② 介護予防等の取組における検討会（自立支援型ケア会議）

令和3年度より新型コロナの影響等で自立支援型地域ケア会議を休止していましたが、令和4年度より軽度者（事業対象者や要支援と認定された人）を対象とした介護予防等の取組における検討会として、リハビリテーション職等の専門職や介護事業所等の参加について会議の手法等を検討しながら定期開催しているところです。

地域ケア会議の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域ケア個別会議（高齢者あんしん相談センター主催）（回）	23	14	25
介護予防等の取組における検討会（回）	0	2	3

【方向性】

① 地域ケア会議

住民や関係者に地域ケア会議の目的や機能の周知を図るとともに、必要時会議への参加を促していきます。また、関係者間のネットワーク構築や顔の見える関係づくりを強化していくことで、支援が必要な個別ケースを早期に把握する体制を目指します。

② 介護予防等の取組における検討会（自立支援型ケア会議）

令和4年度と令和5年度については、愛知県のアドバイザー派遣事業を活用し、検討会の進め方を相談しながら実施しています。今後、個別ケースの検討を重ね、地域課題を抽出し、地域づくりに活かしていきます。

○高齢者見守り配食事業

【事業内容】

ひとり暮らしの高齢者等にお弁当を直接手渡しすることで安否を確認し、高齢者の健康状態、生活の異変等を把握するとともに、緊急事態における早期対応を図ります。また栄養のバランスの取れた食事を摂ることにより、健康の保持増進にも寄与しています。高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業所のアセスメントに基づき、平日週1回から5回まで曜日を決めて昼食を宅配するサービスです。

高齢者に合ったメニューを作成し、配達時には必ず声をかけて手渡しをしています。（利用料：1食390円～）

【現状と評価】

配達時に必ず手渡しをすることとしているため、利用者の異変に気づき、救急搬送等の対応することができました。（令和3年度2件、令和4年度2件）

しかし、事前連絡の無い外出により、予定通りに配達ができないなどの課題もあります。

高齢者見守り配食事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
事業所数（か所）	6	6	6
登録者数（人）	74	54	55
延べ配食数（食）	13,035	9,108	9,280

【方向性】

虚弱な高齢者の安否を確認する手段の一つであり、健康維持の側面もあります。また、食事以外での面でも支援が必要な方を対象としており、熱中症対策や犯罪への注意喚起のため、チラシを配布していきます。

利用者の食事に対する要望も多様化しているため、ニーズに対応できるよう、配食業者の充実を図るとともに、制度の周知に努めます。

○介護用品支給事業

【事業内容】

寝たきりなどの重度要介護高齢者を在宅で介護している介護者の経済的負担の軽減と在宅介護の支援を図ることを目的に、住民税非課税世帯に対し、紙おむつなどの介護用品を年4回支給しています。(給付限度額 月額8,500円)

【現状と評価】

毎年、利用者にアンケートを行い、ニーズの把握に努めています。
年々、介護用品の利便性が向上しており、給付品目の見直しを行っています。

介護用品給付事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数(人)	20	24	25
給付総額(円)	1,281,478	1,470,799	1,500,000

【方向性】

介護者の経済的負担の軽減を図るためにも必要な施策と考えますので、今後もよりよい支援を行っていくために、介護者の意見を取り入れた介護用品の選定や利用条件の見直しを検討しながら事業を継続していきます。

(4) 認知症施策の充実

認知症になってもできる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する正しい理解の促進に向けた活動を行うとともに、早期発見・早期対応につながるよう、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や認知症初期集中支援チームなどと連携し、認知症に対する総合的な支援に努めます。

○市民の認知症に対する正しい知識と理解の促進

【事業内容】

認知症になってもできる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、市民に対して認知症に対する正しい理解の促進に向けた活動を行うことで、認知症への正しい知識と理解を深めてもらい、地域の中で見守る体制づくりの構築に努めます。

【現状と評価】

① アルツハイマー月間パネル展示

9月の世界アルツハイマー月間に合わせ、令和4年度より認知症啓発のパネル展示を市役所等で実施しています。

② 犬山オレンジフェスタの開催

9月21日の世界アルツハイマーデーに合わせ、令和4年度より認知症の啓発を目的とした産官学連携でのイベントを開催しています。

③ 認知症の周知啓発

広報犬山の特集として、認知症に関する周知啓発の記事を掲載しています。

④ 認知症サポーター養成講座

地域住民や企業などに対し、認知症の病態や接し方の知識など見守りを支援していく「認知症サポーター」養成のための講座を開催しています。

【方向性】

市民に対して認知症に対する正しい理解の促進に向けた活動を引き続き行うことで、認知症への正しい知識と理解を深めてもらえるよう事業を継続していきます。また、地域の中で見守る体制づくりが構築できるよう、周知啓発活動に努めます。

○認知症ケアパス

【事業内容】

認知症の発症予防から人生の最終段階まで、認知症の状態に応じた対応の流れを示したもので、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けるとよいのかがわかるように、「あんしんして暮らせる犬山市 認知症ガイドブック～認知症ケアパス～」を作成・配布しています。

【現状と評価】

高齢者支援課、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）、認知症初期集中支援チームにて作成したガイドブックを配布していますが、有効活用できているか把握できないことが課題です。

【方向性】

認知症になっても住み慣れた地域でその人らしい暮らしが送れるようにすることを目的とし、より活用しやすいガイドブックとなるよう工夫するとともに認知症に関する相談窓口の周知を進めます。

○認知症サポーター養成講座及びサポーターによる地域活動

【事業内容】

認知症の人とその家族が、地域で安心して生活ができるよう、地域住民や企業などに対して認知症の病態や認知症の人への接し方などの知識を持ち、見守りを支援していく「認知症サポーター」の養成講座を行っています。

また、認知症サポーターが中心となり、認知症になっても地域で暮らし続けることができるよう、チームオレンジ等による認知症に関する普及啓発や様々な取組を行います。

【現状と評価】

老人クラブや民生委員、児童委員、町内会、各地区で実施されている高齢者教室の利用者などを対象に認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の人とその家族を見守るための体制づくりに取り組んでいます。サポーターとしての活動に結びつかないことが多いことが課題です。

また、本人発信などの活動においては、認知症であることで消極的な態度になってしまうことが多く、認知症当事者の活躍には至らないことも課題です。

認知症サポーター養成講座の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
実施回数(回)	12	17	17
養成人数(人)	164	434	440

【方向性】

認知症の人がその人らしく住み慣れた地域で生活を継続するためには、周囲の理解が必要不可欠です。地域での見守り体制をより充実させるため、小学生や中学生を対象としたキッズサポーターの養成を行うとともに、サポーターが中心となり認知症の人が活躍できる場や通いの場(認知症カフェなど)を開催するなどの取組(チームオレンジ)を進めていきます。

○認知症初期集中支援チーム

【事業内容】

認知症の疑いがあるのに受診を拒否する人、認知症の治療を中断している人、介護サービスを利用したが上手くつながらない人、認知症の症状が顕著なため介護や対応に苦慮している人などに対し、医師・医療系専門職・介護系専門職の専門家が対象者や家族へ訪問支援や相談を行い、指導や助言を行うことで、適切な医療・介護サービスを受けられるよう、一定期間集中的に支援しています。

【現状と評価】

尾北医師会の協力のもと専門チーム（認知症専門医又はサポート医・医療系専門職・介護系専門職）を平成29年9月に立ち上げ、令和3年度より「つながっと」という愛称にして活動しています。本人や家族、関係機関などからチームに相談が入り、月1回のチーム員会議にて支援方法を検討しながら適切な支援を行っています。

認知症への理解が十分ではなく、本人や家族が認知症だと認めたくない、知られたくないなどの理由で、相談や受診ができないケースがまだまだ存在していることが課題です。

認知症初期集中支援チームの実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談件数（実人数）（人）	24	13	25
訪問による対応ケース（実人数） （人）	9	7	10
訪問回数（延べ回数）（回）	9	17	20
チーム員会議開催数（回）	12	12	12

【方向性】

個別ケースの問題を解決するとともに、地域や市全体の認知症に関わる課題を明確にし、関係機関との連携も深めつつ、認知症施策に繋げていきます。また、認知症に対する知識の普及、チームの周知や関係機関・地域の理解を深めることで、より一層初期の段階から認知症の人の支援ができる体制を整えていきます。

○見守りGPS購入費助成事業

【事業内容】

GPSを利用した専用端末機の購入費の一部を補助し、高齢者が所在不明となった場合に、介護者が位置情報を検索でき、早期発見に役立てます。

下記の2種類の機器から選択して購入する形とし、1万円を上限として初期登録料を市が負担します。

履歴確認型：初期登録料 6,380円、月額利用料 638円(利用者負担)

手動検索型：初期登録料 18,480円、月額利用料 2,090円(利用者負担)

【現状と評価】

GPS端末機を高齢者が所持していなければ、検索することができないため、いかにして高齢者にGPS端末機を常時携帯してもらう方法が課題です。

見守りGPS購入費助成事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数(人)	5	4	4

【方向性】

高齢者の見守りや安否確認の手段の一つとして必要な事業と考えています。他の見守り、安否確認の事業と併せ、事業の周知に努めていきます。

○見守りシール交付事業

【事業内容】

個別番号とQRコードが記載された見守りシールを認知症の人の衣類や所持品に貼付しておき、万が一方方不明になった場合に、発見者がQRコードを読み取ると、事前に登録した家族などに連絡が入り、発見者と保護した場所の情報交換ができ、早期に家族に引き渡しができるよう支援しています。

- ・配布枚数：40枚（衣類用30枚、所持品10枚）

【現状と評価】

発見者となりうる地域住民などに認知症への理解と、行方不明高齢者を発見した場合に見守りシールに気づき、利用してもらえるような取組が必要です。

見守りシール交付事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
申請人数（人）	26	16	20

【方向性】

高齢者の見守りや安否確認の手段の一つとして必要な事業と考えています。他の見守り、安否確認の事業と併せ、事業の周知に努めていきます。

○認知症高齢者等個人賠償責任保険

【事業内容】

認知症又は徘徊行動をするおそれのある高齢者が日常生活に起因する偶然の事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に、これを補償する団体総合生活補償保険への加入を市が取りまとめます。

年額掛金：1,540円

【現状と評価】

令和3年4月より事業を開始しました。誤って電車を止めるかもしれない、他人の物や商品を傷つけるかもしれない、といった介護者の不安の解消を担っており、毎年更新して継続加入する方が多くいます。

認知症高齢者など個人賠償責任保険の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
年間契約者数(人)	16	21	21

【方向性】

他の認知症施策とともに、認知症の方やその家族が地域で安心して生活することができる環境の整備を図るため、今後も継続していきます。

(5) 医療と介護の連携強化

支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で医療・介護サービスを一体的に受けられるよう関係機関との連携を強化し、在宅療養を支える体制の充実を図ります。当市では、尾北医師会に在宅医療・介護連携推進事業を委託しており、2市2町（犬山市、江南市、大口町、扶桑町）における連携を図ります。

○在宅医療介護連携強化への取組

【事業内容】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係者の連携を推進しています。

【現状と評価】

平成25年度から、尾北医師会犬山支部、犬山扶桑歯科医師会、尾北薬剤師会犬山支部、訪問看護、介護サービス事業所、介護支援専門員などの医療と介護の関係者の顔が見える関係づくりのため、研修会・情報交換会（犬山あんしんネットワークの会）を毎年開催しています。犬山市在宅医療介護連携推進協議会では、市全体における課題について検討していきます。

在宅医療・医療介護連携推進事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
犬山市在宅医療介護連携推進協議会（回）	2	1	1
犬山あんしんネットワークの会（回）	1	1	1

【方向性】

引き続き、切れ目のない支援ができるよう関係機関と顔が見える関係づくりに努めていくとともに、課題や施策を検討していきます。

(6) 高齢者の権利擁護の推進

すべての高齢者が、個人の意思を尊重された暮らしができるよう、権利擁護の取組を推進します。また、成年後見制度などの周知を図るとともに、活用するにあたっての支援の充実に努めます。

○高齢者虐待防止のための取組

【事業内容】

虐待通報に対し、本人確認などの情報収集から必要時には分離措置の対応まで迅速に行うため、高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)や警察などの関係機関と連携を図っています。

あわせて、高齢者及び養護者の支援を早期に行う体制づくりを推進しています。

【現状と評価】

個別事例の背景が複雑化・複合化しており、今まで以上に行政内の各部門や関係機関との連携が必要となっています。高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター) 社会福祉士会で年に1回、介護サービス事業所の職員、その他関係機関を対象に高齢者虐待防止研修を実施し、専門職に対し虐待防止及び早期発見の啓発を行っていますが、地域においても高齢者虐待の防止・早期発見に関する周知啓発が必要です。

高齢者虐待事例(疑い等も含む) 対応件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
対応件数(件)	127	184	200

【方向性】

虐待背景の要因が複雑化・複合化しており、行政内の各部門や関係機関と連携し対応していきます。

また、早期発見・早期介入のためにも、介護サービス事業所の協力は必要不可欠であるため、市民への啓発とあわせて介護サービス事業所への啓発も継続して取り組みます。

○成年後見制度及び日常生活自立支援制度の活用

【事業内容】

判断能力の低下した高齢者や障害者の財産や権利を守るために、制度の周知及び必要な支援を行います。成年後見制度に関しては、申立をする親族がない場合は、市長が申立を行います。

【現状と評価】

親族がない、親族がいても疎遠で関わりを拒否している事例や複合的な課題を持つ事例が増加しています。市では成年後見センターを設置し、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）などの関係機関との連携を図るとともに、必要な人が制度を利用できるような体制を構築していきます。

成年後見制度及び日常生活自立支援制度対応件数（高齢者のみ）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
成年後見制度市長申立件数（件）	3	3	1
日常生活自立支援制度利用件数 (件)	2	1	3

【方向性】

関係機関との連携を図り、高齢者の財産や権利を守るために、諸制度の周知や高齢者の権利擁護に関する住民の理解促進に努めるとともに、必要時の成年後見制度市長申立についても継続して実施します。

基本目標3 持続可能な社会保障制度として、 介護保険制度の適正で円滑な運営

■実績及び見込みの考え方

令和3年度、令和4年度の利用者数は、各月ごとの合計、給付費は、介護保険事業報告より算出しています。令和5年度の利用者数、給付費は平成30年度から令和4年度までの介護保険事業報告をもとに見込みで算出しています。

令和6年度以降は、要支援・要介護認定者数の伸びを踏まえ、平成30年度以降の各サービスの利用実績等から推計しています。

各表の要支援利用者、要介護利用者は、1か月毎の実利用人数を年間（12か月分）で合算した数値となっています。

本計画は、すべての団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者になる令和7年（2025年）への備えはもとより、高齢者人口のピークを迎える2040年代を見据え、必要なサービス量やその事業費を見込み、介護保険財政の均衡を保つための保険料を設定するほか、サービスの質の向上を図るための施策、介護保険給付の適正化、大規模災害や感染症対策にも取り組みながら、持続可能で適切なサービスが提供される体制の整備について定め、介護保険事業の円滑な運営を推進するものです。

■介護給付費の実績

介護給付費の実績をみると、要支援・要介護認定者の増加がありながらも、緩やかな伸びにとどまっています。今後は、75歳以上の後期高齢者の増加により介護給付費は増加し続けると見込まれます。

単位：千円

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅サービス	2,365,447	2,341,355	2,532,152	2,421,561	2,710,047	2,506,823
地域密着型サービス	729,444	631,971	761,378	633,264	792,427	653,381
施設サービス	1,539,240	1,420,874	1,580,077	1,371,199	1,617,868	1,369,352
特定入所者介護サービス	140,050	101,404	140,311	77,333	143,073	89,369
高額介護サービス （高額医療合算含む）	129,083	116,964	135,955	109,449	145,519	103,548
審査支払手数料	2,865	2,859	2,961	3,010	3,055	3,158
標準給付費(合計)	4,906,129	4,615,427	5,152,834	4,615,816	5,411,989	4,725,631

※令和5年度の実績値は見込値です。

(1) 居宅サービス

介護保険の居宅サービスなど在宅介護に重点をおいたサービス提供体制の充実を図ります。なお、介護保険の各サービスについては、利用者のニーズ等に基づき、量的な整備目標を設定し、利用見込みに応じた提供量とその安定的な供給体制の確保・充実に引き続き取り組みます。

○訪問介護

【事業内容】

ホームヘルパーが利用者の家庭を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事など日常生活上の世話をを行います。

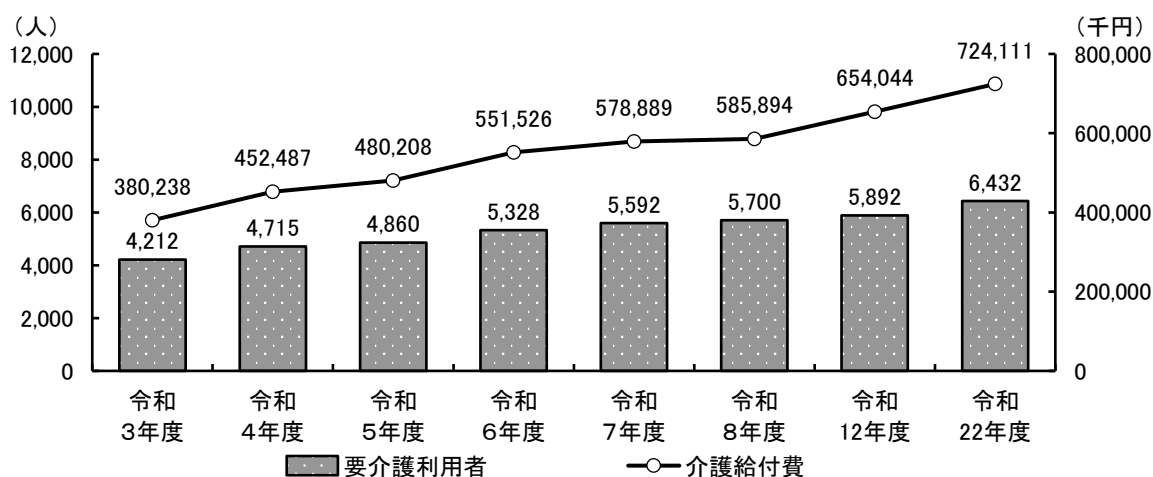
【実績と見込み】

訪問介護の利用実績は、令和3年度に比べて増加しており、今後も要介護認定者数の増加や高齢者世帯、高齢者単独世帯の増加に伴い、利用者数も増加すると見込み、計画期間中の令和8年度には5,700人を見込みます。

訪問介護の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	回	137,755	163,231	168,264	181,711	190,520	192,900	215,120	238,181
	人	4,212	4,715	4,860	5,328	5,592	5,700	5,892	6,432
介護給付費	千円	380,238	452,487	480,208	551,526	578,889	585,894	654,044	724,111

※令和5年度の実績値は見込値です。



○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

【事業内容】

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、利用者の家庭に移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

【実績と見込み】

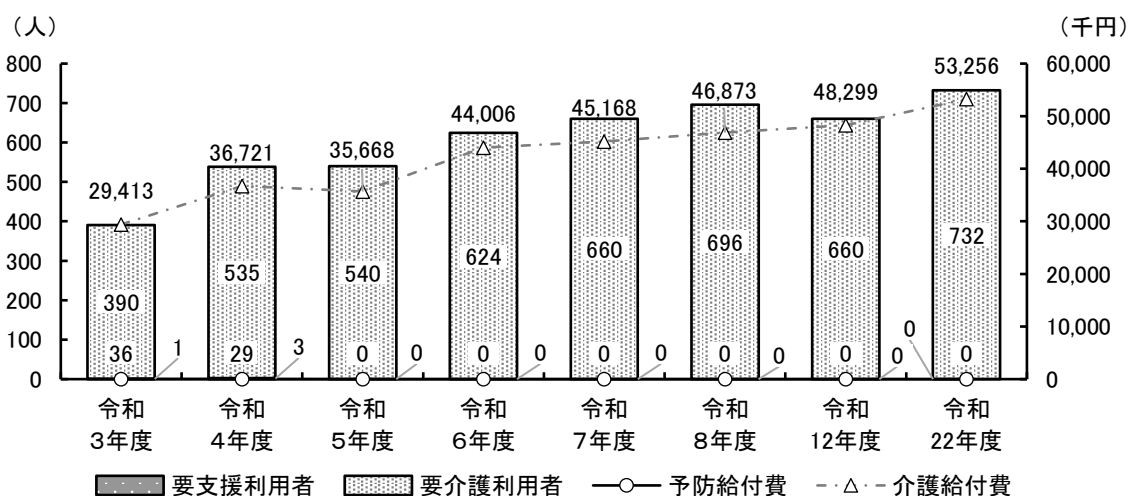
訪問入浴介護の利用実績は、増加しています。

通所等による入浴が困難な重度の要介護認定者を中心に増加すると見込み、計画期間中の令和8年度には全体で696人を見込みます。

訪問入浴介護の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	回	2,383	2,965	2,957	3,376	3,460	3,593	3,679	4,058
	人	390	535	540	624	660	696	660	732
要支援利用者	回	4	3	0	0	0	0	0	0
	人	1	3	0	0	0	0	0	0
介護給付費	千円	29,413	36,721	35,668	44,006	45,168	46,873	48,299	53,256
予防給付費	千円	36	29	0	0	0	0	0	0
計	千円	29,449	36,750	35,668	44,006	45,168	46,873	48,299	53,256

※令和5年度の実績値は見込値です。



○訪問看護・介護予防訪問看護

【事業内容】

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が利用者の家庭を訪問し、心身機能の維持回復のため、療養生活の支援を行います。

【実績と見込み】

訪問看護・介護予防訪問看護の利用実績は、増加しています。

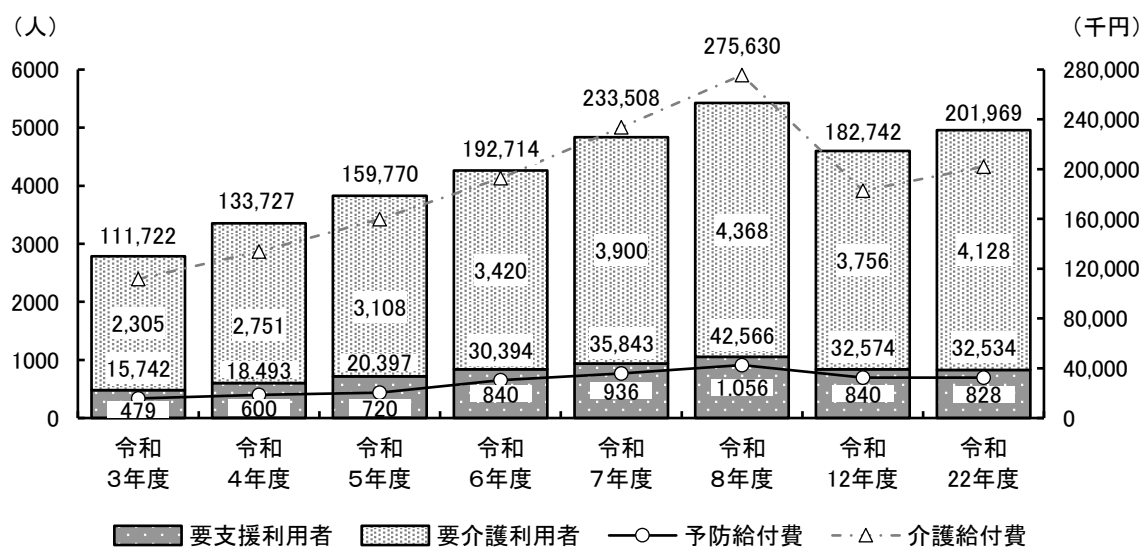
要介護認定者の在宅での療養を支えていく上で、医療・介護の連携を図る大きな役割を担っているサービスであり、今後も利用者数は増加すると見込み、計画期間中の令和8年度には全体で5,424人を見込みます。

訪問看護の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	回	24,527	29,867	36,078	42,286	51,179	60,414	39,923	44,114
	人	2,305	2,751	3,108	3,420	3,900	4,368	3,756	4,128
要支援利用者	回	3,423	4,058	5,142	6,385	7,517	8,923	6,834	6,822
	人	479	600	720	840	936	1,056	840	828
介護給付費	千円	111,722	133,727	159,770	192,714	233,508	275,630	182,742	201,969
予防給付費	千円	15,742	18,493	20,397	30,394	35,843	42,566	32,574	32,534
計	千円	127,464	152,220	180,167	223,108	269,351	318,196	215,316	234,503

※単位未満は四捨五入により、介護給付費と予防給付費の和が計とあわない場合があります。

※令和5年度の実績値は見込値です。



○訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

【事業内容】

理学療法士や作業療法士等が利用者の家庭を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法や作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。

【実績と見込み】

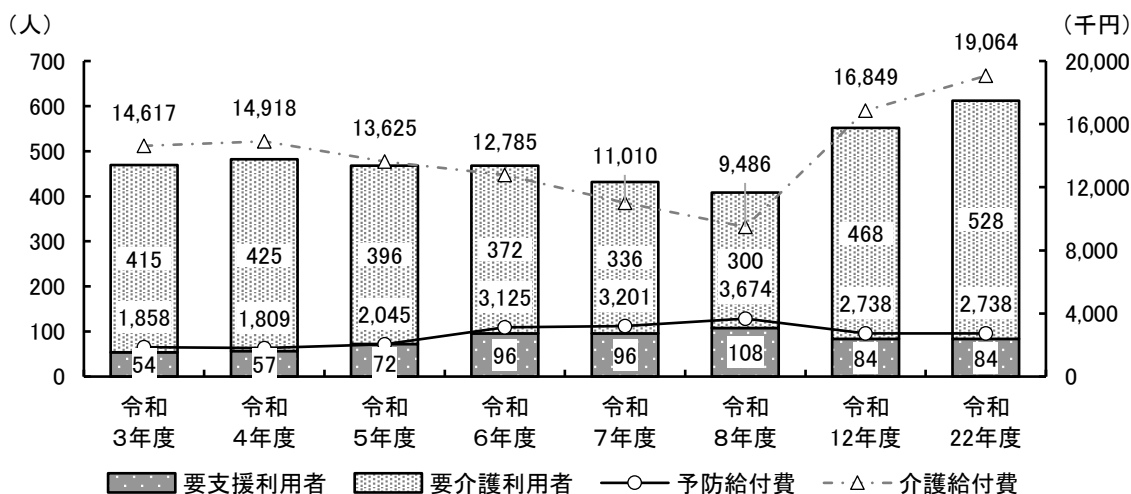
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用実績は、減少傾向ですが、在宅での生活における要介護認定者の自立支援・重度化防止に向けた重要なサービスです。今後も利用者数が減少する傾向であり、計画期間中の令和8年度には全体で408人を見込みます。

訪問リハビリテーションの利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	回	5,450	5,537	5,088	4,606	3,930	3,347	6,120	6,942
	人	415	425	396	372	336	300	468	528
要支援利用者	回	802	725	978	1,262	1,291	1,480	1,099	1,099
	人	54	57	72	96	96	108	84	84
介護給付費	千円	14,617	14,918	13,625	12,785	11,010	9,486	16,849	19,064
予防給付費	千円	1,858	1,809	2,045	3,125	3,201	3,674	2,738	2,738
計	千円	16,475	16,727	15,670	15,910	14,211	13,160	19,587	21,802

※単位未満は四捨五入により、介護給付費と予防給付費の和が計とあわない場合があります。

※令和5年度の実績値は見込値です。



○居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

【事業内容】

医師、歯科医師、薬剤師等が利用者の家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

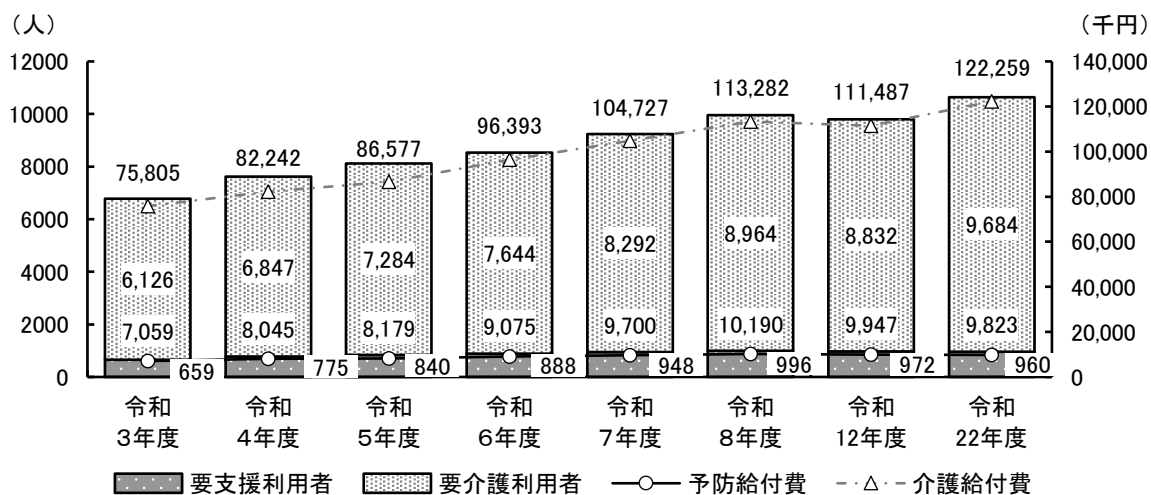
【実績と見込み】

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の利用実績は、増加しています。在宅医療・介護連携の上で重要な役割を果たすサービスであり、今後、高齢者世帯や高齢者単独世帯の増加、要介護認定者の中で療養上の管理や指導が必要となる方の増加などが見込まれることから、今後も利用者数は増加すると見込み、計画期間中の令和8年度には全体で9,960人を見込みます。

居宅療養管理指導の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	人	6,126	6,847	7,284	7,644	8,292	8,964	8,832	9,684
要支援利用者	人	659	775	840	888	948	996	972	960
介護給付費	千円	75,805	82,242	86,577	96,393	104,727	113,282	111,487	122,259
予防給付費	千円	7,059	8,045	8,179	9,075	9,700	10,190	9,947	9,823
計	千円	82,864	90,287	94,756	105,468	114,427	123,472	121,434	132,082

※単位未満は四捨五入により、介護給付費と予防給付費の和が計とあわない場合があります。
※令和5年度の実績値は見込値です。



○通所介護

【事業内容】

利用者が日帰りでデイサービスセンターに通い、入浴や食事の提供等の日常生活の世話や機能訓練を受けます。

【実績と見込み】

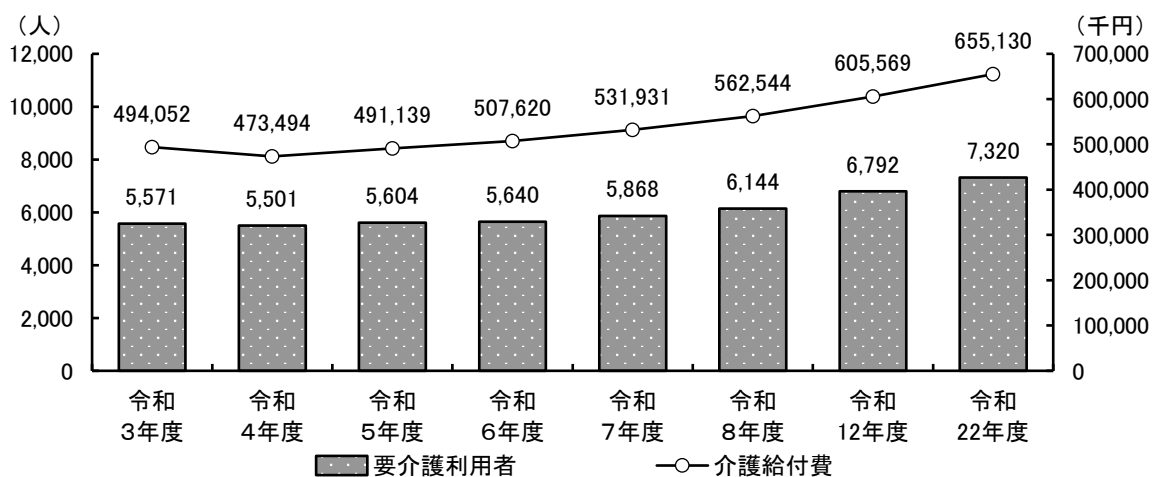
通所介護の利用実績は、増加しており、依然として利用ニーズは高いサービスで、要介護認定者の増加に伴い、増加すると見込んでいます。

また、高齢者世帯の増加等を踏まえ、同居家族などに対するレスパイト機能を有するサービスとして、今後もニーズは高まっていくものと見込み、計画期間中の令和8年度には6,144人を見込みます。

通所介護の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	回	63,638	61,415	63,066	64,123	67,196	70,980	76,602	82,543
	人	5,571	5,501	5,604	5,640	5,868	6,144	6,792	7,320
介護給付費	千円	494,052	473,494	491,139	507,620	531,931	562,544	605,569	655,130

※令和5年度の実績値は見込値です。



○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

【事業内容】

利用者が老人保健施設や病院等に通い、心身機能の維持回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行います。

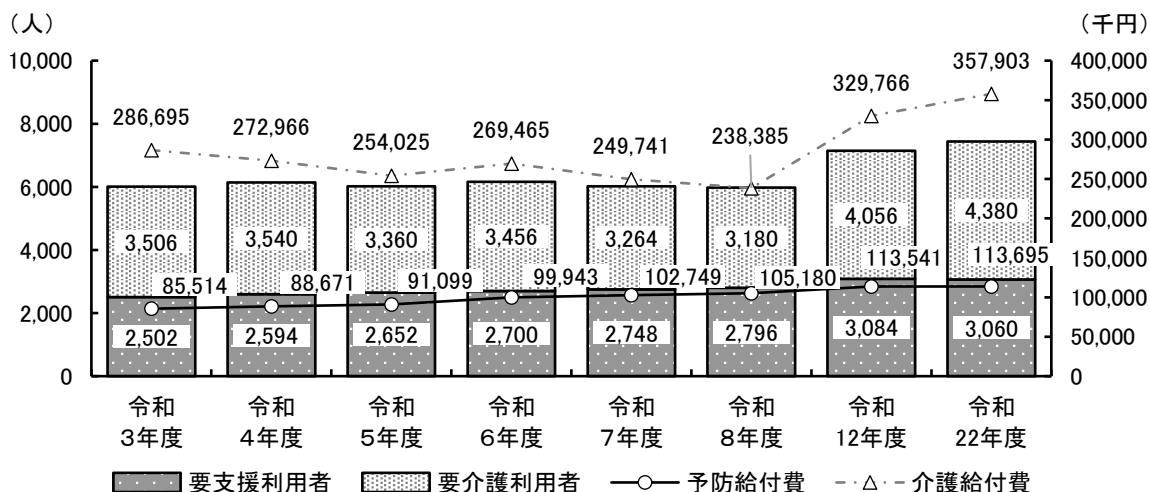
【実績と見込み】

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用実績は、横ばいの傾向にあります。在宅で療養される要介護認定者の増加が見込まれ、利用者数では減少すると見込み、計画期間中の令和8年度には全体で5,976人を見込みます。

通所リハビリテーションの利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	回	34,233	32,799	30,386	30,746	28,252	26,920	37,529	40,582
	人	3,506	3,540	3,360	3,456	3,264	3,180	4,056	4,380
要支援利用者	人	2,502	2,594	2,652	2,700	2,748	2,796	3,084	3,060
介護給付費	千円	286,695	272,966	254,025	269,465	249,741	238,385	329,766	357,903
予防給付費	千円	85,514	88,671	91,099	99,943	102,749	105,180	113,541	113,695
計	千円	372,209	361,637	345,124	369,408	352,490	343,565	443,307	471,598

※単位未満は四捨五入により、介護給付費と予防給付費の和が計とあわない場合があります。
※令和5年度の実績値は見込値です。



○短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

【事業内容】

特別養護老人ホームや介護施設等へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。

【実績と見込み】

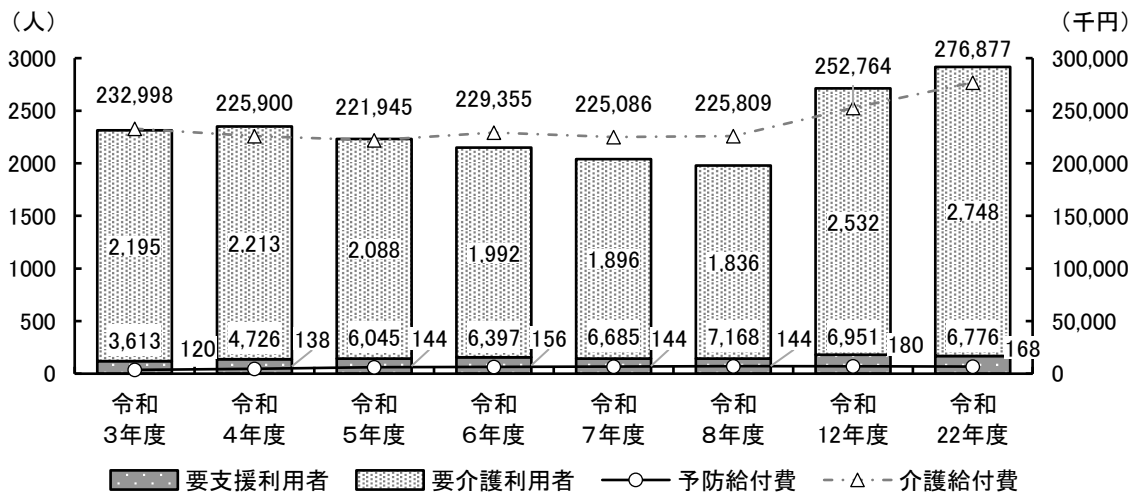
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用実績は、減少傾向にあります。令和8年度まで利用者数は減少すると見込み、計画期間中の令和8年度には全体で1,980人を見込みます。

短期入所生活介護の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	日	28,053	27,005	26,252	25,859	25,306	25,303	28,789	31,468
	人	2,195	2,213	2,088	1,992	1,896	1,836	2,532	2,748
要支援利用者	日	572	772	893	1,045	1,066	1,140	1,114	1,073
	人	120	138	144	156	144	144	180	168
介護給付費	千円	232,998	225,900	221,945	229,355	225,086	225,809	252,764	276,877
予防給付費	千円	3,613	4,726	6,045	6,397	6,685	7,168	6,951	6,776
計	千円	236,611	230,626	227,990	235,752	231,771	232,977	259,715	283,653

※単位未満は四捨五入により、介護給付費と予防給付費の和が計とあわない場合があります。

※令和5年度の実績値は見込値です。



○短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

【事業内容】

介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けます。

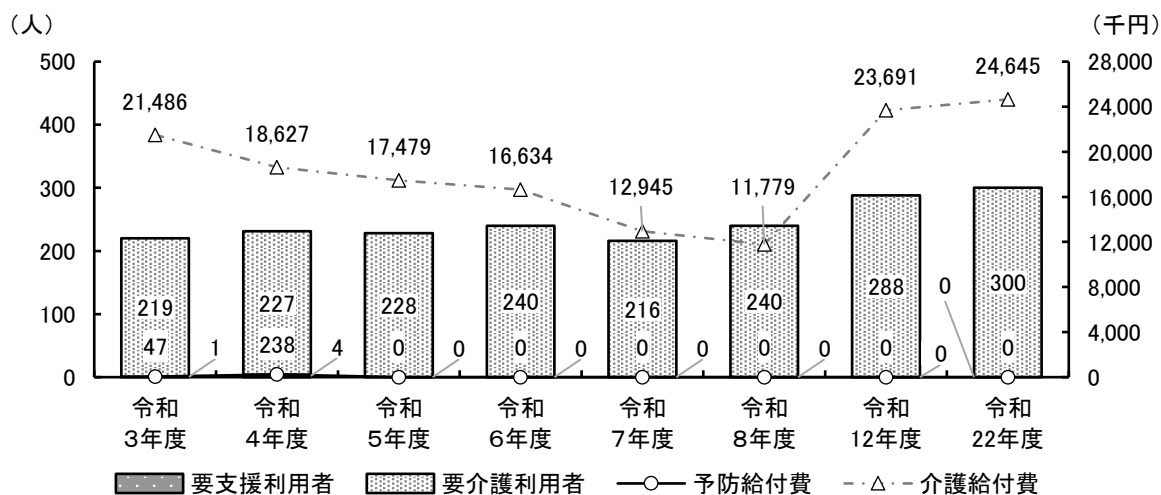
【実績と見込み】

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の利用実績は増減があり、今後も利用者数は増減すると見込み、計画期間中の令和8年度には全体で240人を見込みます。

短期入所療養介護の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	日	1,776	1,572	1,416	1,303	1,010	918	1,844	1,918
	人	219	227	228	240	216	240	288	300
要支援利用者	日	9	15	0	0	0	0	0	0
	人	1	4	0	0	0	0	0	0
介護給付費	千円	21,486	18,627	17,479	16,634	12,945	11,779	23,691	24,645
予防給付費	千円	47	238	0	0	0	0	0	0
計	千円	21,533	18,865	17,479	16,634	12,945	11,779	23,691	24,645

※単位未満は四捨五入により、介護給付費と予防給付費の和が計とあわない場合があります。
※令和5年度の実績値は見込値です。



○特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

【事業内容】

介護付き有料老人ホーム等に入所している利用者が、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を受けます。

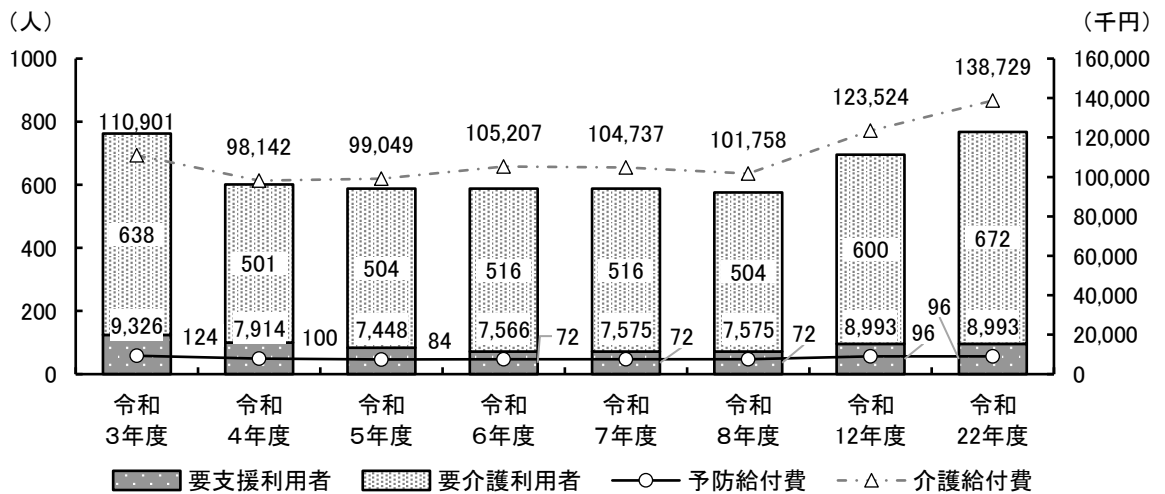
【実績と見込み】

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用実績は、減少しており、令和8年度まで利用者数が減少すると見込み、令和8年度には全体で576人を見込みます。

特定施設入居者生活介護の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	人	638	501	504	516	516	504	600	672
要支援利用者	人	124	100	84	72	72	72	96	96
介護給付費	千円	110,901	98,142	99,049	105,207	104,737	101,758	123,524	138,729
予防給付費	千円	9,326	7,914	7,448	7,566	7,575	7,575	8,993	8,993
計	千円	120,227	106,056	106,497	112,773	112,312	109,333	132,517	147,722

※単位未満は四捨五入により、介護給付費と予防給付費の和が計とあわない場合があります。
 ※令和5年度の実績値は見込値です。



○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

【事業内容】

心身の機能が低下し日常生活に支障のある利用者に、日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与します。

【実績と見込み】

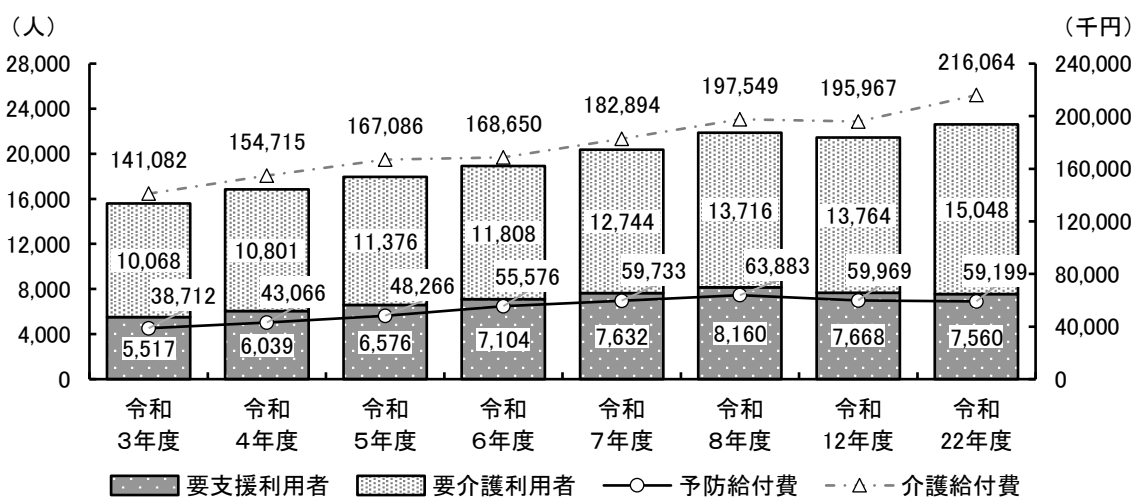
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の利用実績は、増加しています。

福祉用具貸与は、在宅生活を継続していく上で利用が必要となる要介護認定者の増加により、利用者数も増加すると見込み、令和8年度には全体で21,876人を見込みます。

福祉用具貸与の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	人	10,068	10,801	11,376	11,808	12,744	13,716	13,764	15,048
要支援利用者	人	5,517	6,039	6,576	7,104	7,632	8,160	7,668	7,560
介護給付費	千円	141,082	154,715	167,086	168,650	182,894	197,549	195,967	216,064
予防給付費	千円	38,712	43,066	48,266	55,576	59,733	63,883	59,969	59,199
計	千円	179,794	197,781	215,352	224,226	242,627	261,432	255,936	275,263

※単位未満は四捨五入により、介護給付費と予防給付費の和が計とあわない場合があります。
※令和5年度の実績値は見込値です。



○特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

【事業内容】

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者等に、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具の購入にかかる費用(同一年度で10万円以内)を支給します。

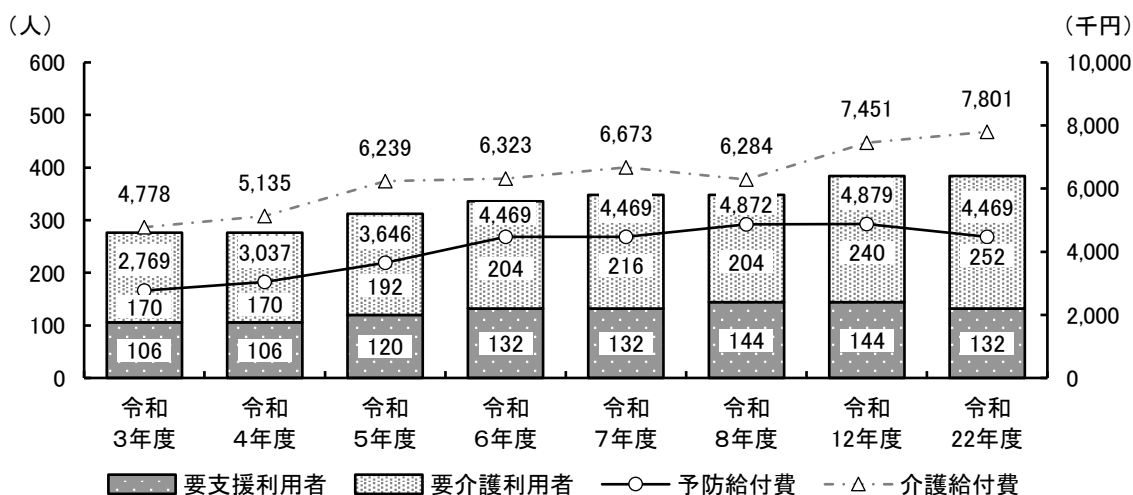
【実績と見込み】

継続して利用するサービスではありませんが、増加傾向にあります。計画期間中は、要介護認定者数の増加に伴い利用者数も増加すると見込み、令和8年度には全体で348人を見込みます。

特定福祉用具販売の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	人	170	170	192	204	216	204	240	252
要支援利用者	人	106	106	120	132	132	144	144	132
介護給付費	千円	4,778	5,135	6,239	6,323	6,673	6,284	7,451	7,801
予防給付費	千円	2,769	3,037	3,646	4,469	4,469	4,872	4,879	4,469
計	千円	7,547	8,172	9,885	10,792	11,142	11,156	12,330	12,270

※単位未満は四捨五入により、介護給付費と予防給付費の和が計とあわない場合があります。
 ※令和5年度の実績値は見込値です。



○居宅介護支援・介護予防支援

【事業内容】

ケアマネジャーが利用者の依頼を受け、在宅サービス等を適切に利用できるように、心身の状況、環境、本人や家族の要望等を把握して、利用するサービスの種類や内容等の計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整や必要な場合には介護保険施設への紹介等を行います。

【実績と見込み】

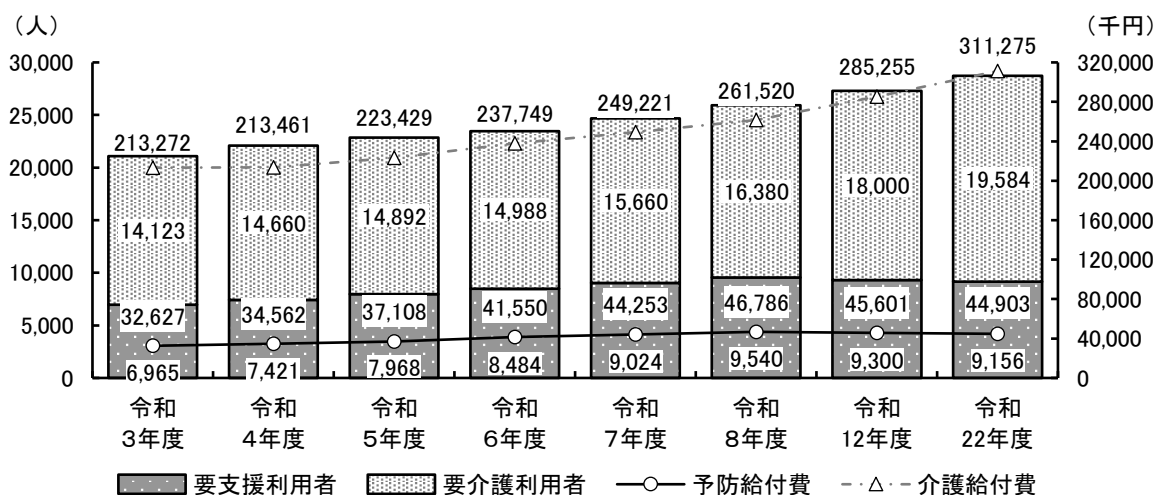
居宅介護支援・介護予防支援の利用実績は、増加しています。

在宅で生活をする要介護認定者の増加が見込まれるため、利用者数も増加すると見込み、令和8年度には全体で25,920人を見込みます。

居宅介護支援の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	人	14,123	14,660	14,892	14,988	15,660	16,380	18,000	19,584
要支援利用者	人	6,965	7,421	7,968	8,484	9,024	9,540	9,300	9,156
介護給付費	千円	213,272	213,461	223,429	237,749	249,221	261,520	285,255	311,275
予防給付費	千円	32,627	34,562	37,108	41,550	44,253	46,786	45,601	44,903
計	千円	245,899	248,023	260,537	279,299	293,474	308,306	330,856	356,178

※単位未満は四捨五入により、介護給付費と予防給付費の和が計とあわない場合があります。
 ※令和5年度の実績値は見込値です。



○住宅改修・介護予防住宅改修

【事業内容】

在宅で生活する要支援・要介護認定者の転倒を防いだり、自立しやすい生活環境を整えるため、手すりの取り付けや段差解消等の小規模な住宅改修を行う場合に、その費用（原則同一利用者20万円以内）を支給します。

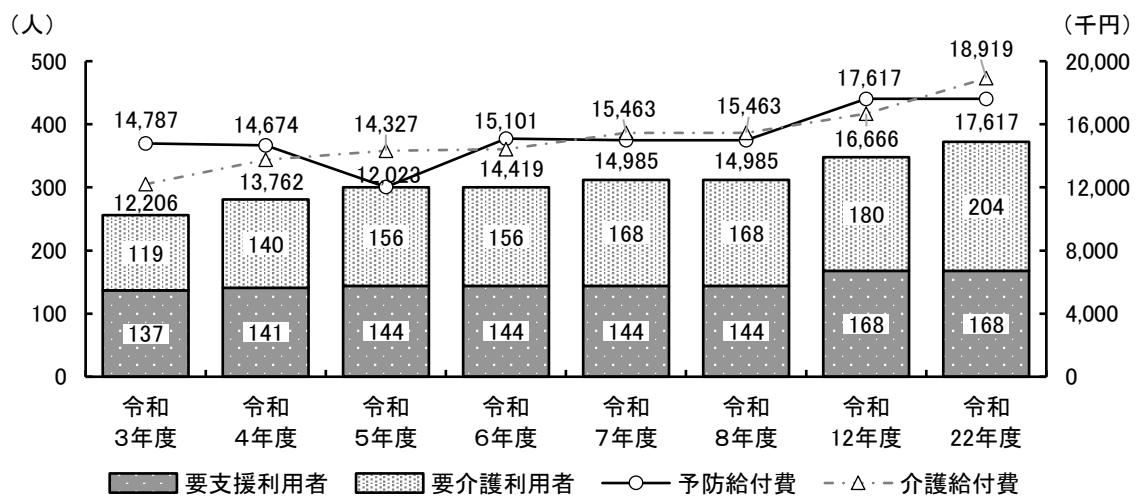
【実績と見込み】

継続して利用するサービスではありませんが、利用実績は増加しています。計画期間中は、要介護認定者数の増加に伴い利用者数も増加すると見込み、令和8年度には全体で312人を見込みます。

住宅改修の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	人	119	140	156	156	168	168	180	204
要支援利用者	人	137	141	144	144	144	144	168	168
介護給付費	千円	12,206	13,762	14,327	14,419	15,463	15,463	16,666	18,919
予防給付費	千円	14,787	14,674	12,023	15,101	14,985	14,985	17,617	17,617
計	千円	26,993	28,436	26,350	29,520	30,448	30,448	34,283	36,536

※単位未満は四捨五入により、介護給付費と予防給付費の和が計とあわない場合があります。
 ※令和5年度の実績値は見込値です。



(2) 施設サービス

施設サービスは、自宅で生活することが困難となった場合に、介護保険施設に入所して介護を受けるもので、利用者本人やその家族の負担の軽減を図ります。

○介護老人福祉施設

【事業内容】

居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排せつ、食事などの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

【実績と見込み】

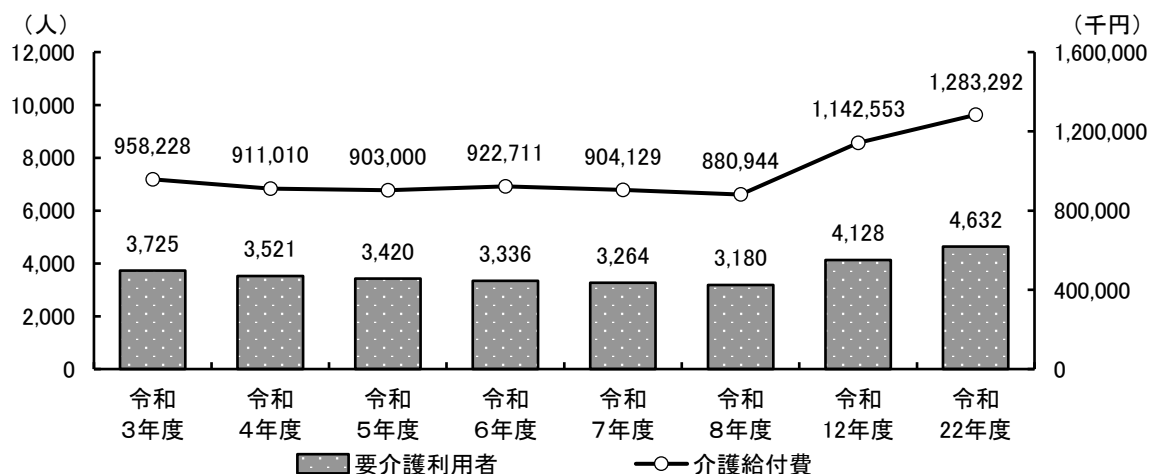
介護老人福祉施設の利用実績は、減少しています。

計画期間中も、利用者数は減少すると見込み、令和8年度には3,180人を見込みます。

介護老人福祉施設の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	人	3,725	3,521	3,420	3,336	3,264	3,180	4,128	4,632
介護給付費	千円	958,228	911,010	903,000	922,711	904,129	880,944	1,142,553	1,283,292

※令和5年度の実績値は見込値です。



○介護老人保健施設

【事業内容】

状態が安定している利用者に対し、看護、医学的管理下での介護や機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行います。

【実績と見込み】

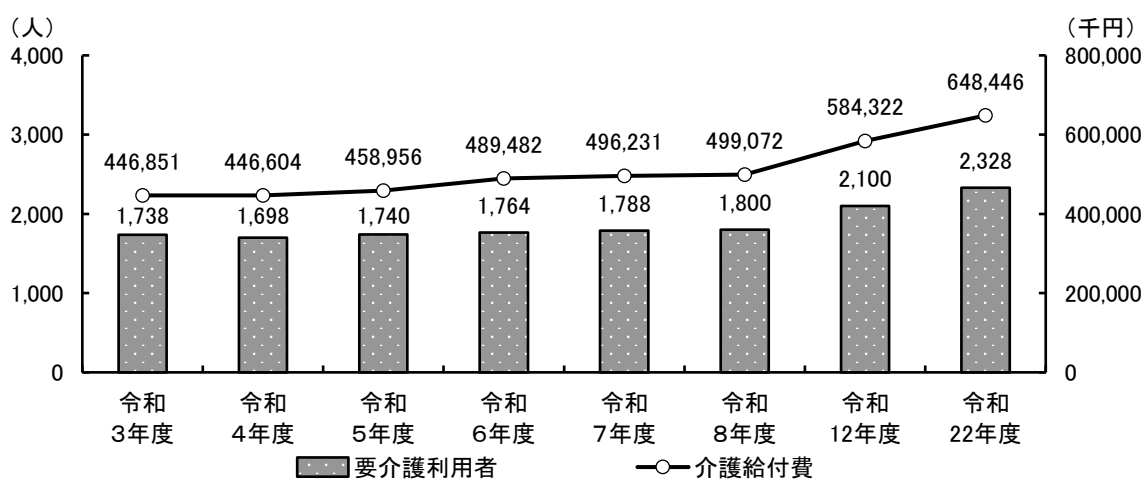
介護老人保健施設の利用実績は、増加傾向にあります。

計画期間中は、利用者数は増加すると見込み、令和8年度には1,800人を見込みます。

介護老人保健施設の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	人	1,738	1,698	1,740	1,764	1,788	1,800	2,100	2,328
介護給付費	千円	446,851	446,604	458,956	489,482	496,231	499,072	584,322	648,446

※令和5年度の実績値は見込値です。



○介護医療院（介護療養型医療施設）

【事業内容】

療養型病床群等をもつ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行います。

なお、介護療養型医療施設は、医療と介護の連携のもとに「社会的入院」を減らすことが長年課題とされ、平成18年からの「医療制度改革」の一環として平成29年度末までの廃止が決定されていましたが、新施設（「介護医療院」など）に転換するための準備期間が6年間（令和5年度末まで）延長されました。

【実績と見込み】

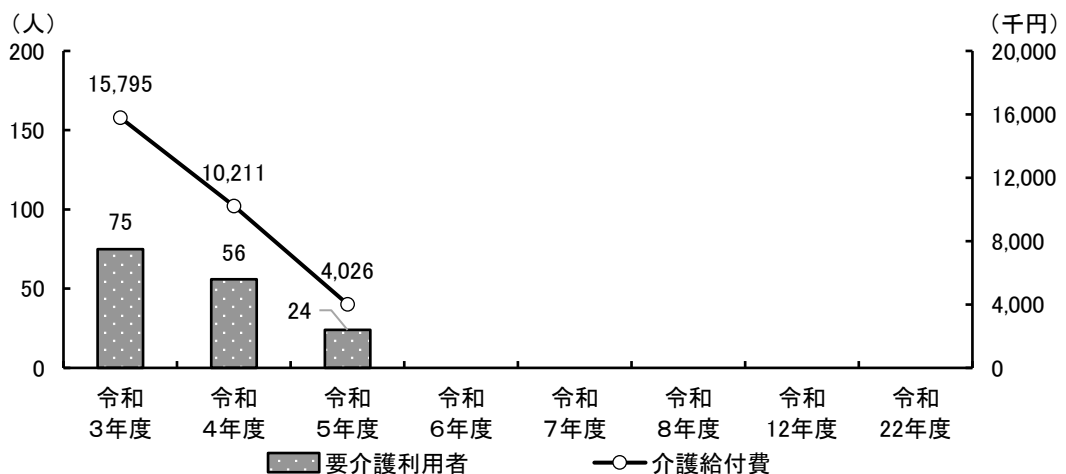
介護療養型医療施設の利用実績は、減少しています。

今後は、介護療養型医療施設から介護医療院への転換を考慮し、計画期間中の令和8年度には介護医療院で96人を見込みます。

介護療養型医療施設の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	人	75	56	24					
介護給付費	千円	15,795	10,211	4,026					

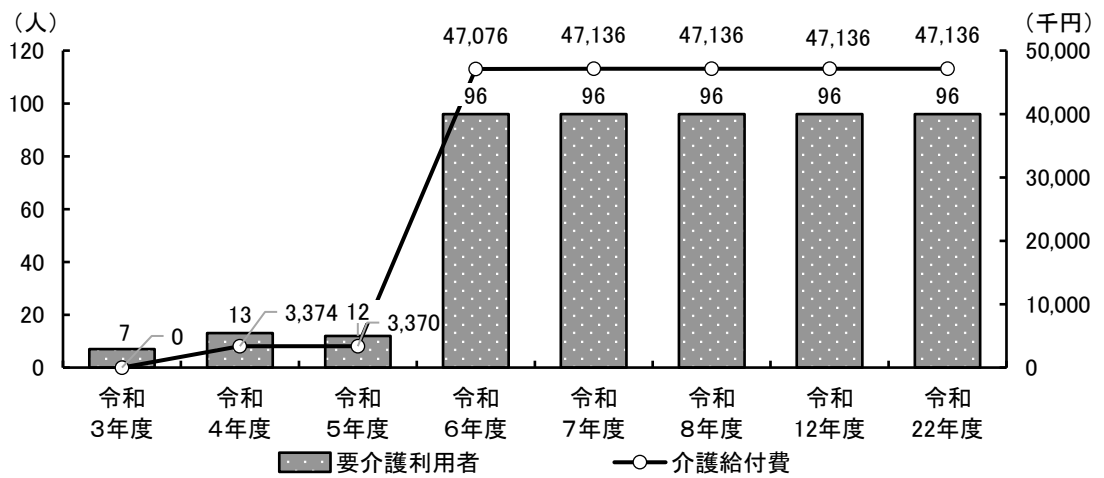
※令和5年度の実績値は見込値です。



介護医療院の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	人	7	13	12	96	96	96	96	96
介護給付費	千円	0	3,374	3,370	47,076	47,136	47,136	47,136	47,136

※令和5年度の実績値は見込値です。



(3) 地域密着型サービス

地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、認知症高齢者や医療と介護の両方が必要な中重度の要介護者等のニーズに対応できるよう、在宅生活を支援する地域密着型サービスの提供体制の充実に努めます。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業内容】

要介護認定者がより長く在宅で生活できるよう、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。

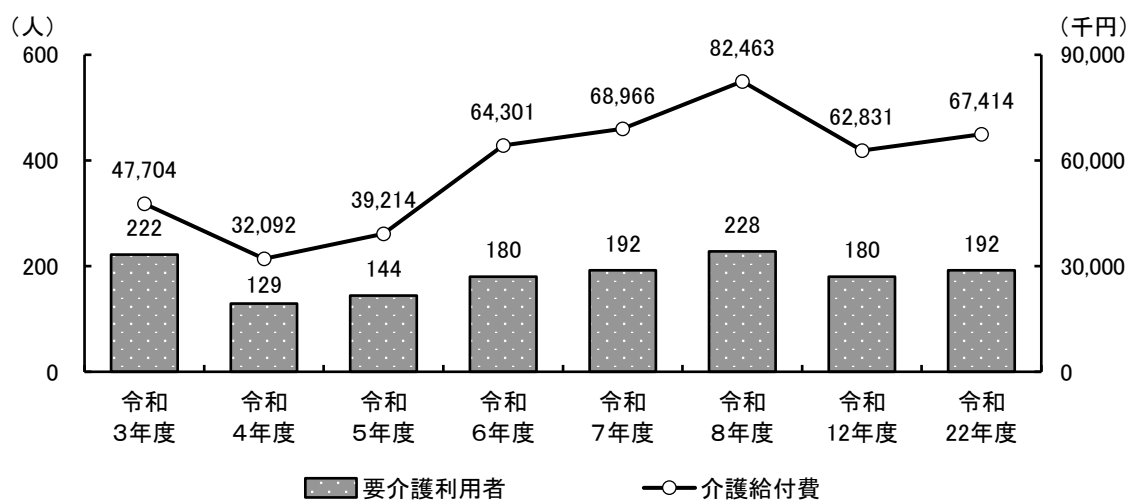
【実績と見込み】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用実績は、減少しています。今後も高齢者世帯や高齢者単独世帯が増加し、在宅で療養が必要な要介護認定者も増加することが見込まれることから、利用者数も増加すると見込み、計画期間中の令和8年度には228人を見込みます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	人	222	129	144	180	192	228	180	192
介護給付費	千円	47,704	32,092	39,214	64,301	68,966	82,463	62,831	67,414

※令和5年度の実績値は見込値です。



○認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

【事業内容】

介護が必要な認知症高齢者が日帰りでデイサービスセンターに通い、入浴や食事の提供等の日常生活の世話や機能訓練を受けます。

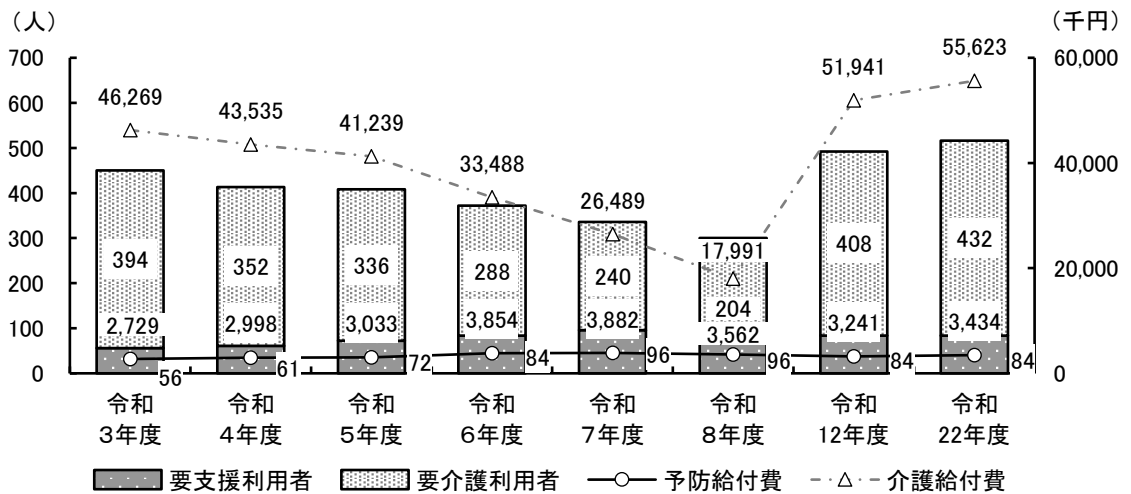
【実績と見込み】

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の利用実績は、減少してます。今後も利用者が減少すると見込み、計画期間中の令和8年度には全体で300人を見込みます。

認知症対応型通所介護の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	回	4,191	3,899	3,541	2,786	2,147	1,507	4,310	4,631
	人	394	352	336	288	240	204	408	432
要支援利用者	回	283	306	314	362	367	337	312	325
	人	56	61	72	84	96	96	84	84
介護給付費	千円	46,269	43,535	41,239	33,488	26,489	17,991	51,941	55,623
予防給付費	千円	2,729	2,998	3,033	3,854	3,882	3,562	3,241	3,434
計	千円	48,998	46,533	44,272	37,342	30,371	21,553	55,182	59,057

※単位未満は四捨五入により、介護給付費と予防給付費の和が計とあわない場合があります。
 ※令和5年度の実績値は見込値です。



○小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

在宅での生活を継続できるよう、「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊り」を組み合わせるサービスを提供します。

【実績と見込み】

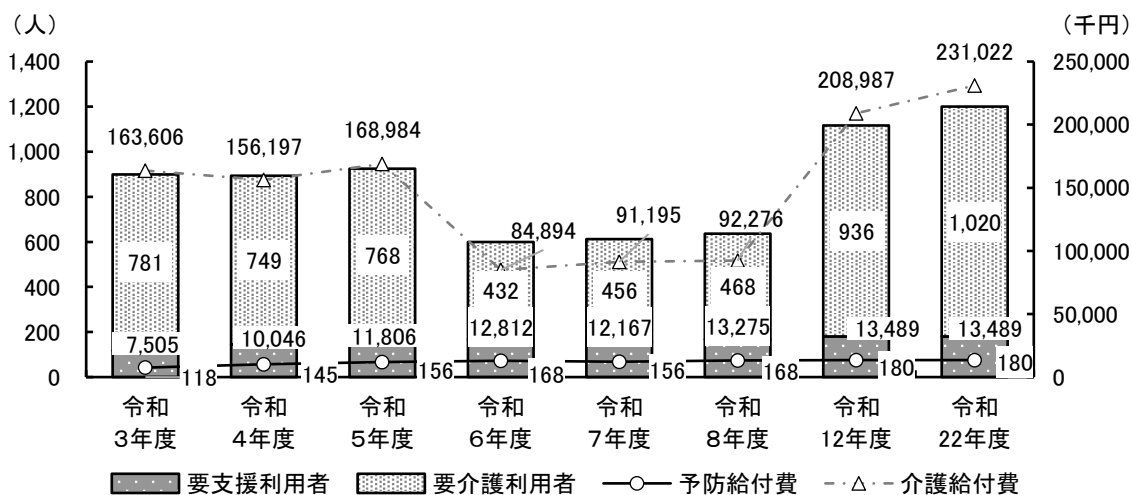
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用実績は、介護給付で増加しています。令和6年度より、一部看護小規模多機能型居宅介護に移行します。

今後も要介護認定者数の増加に伴い、利用者数も増加すると見込み、計画期間中の令和8年度には全体で636人を見込みます。

小規模多機能型居宅介護の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	人	781	749	768	432	456	468	936	1,020
要支援利用者	人	118	145	156	168	156	168	180	180
介護給付費	千円	163,606	156,197	168,984	84,894	91,195	92,276	208,987	231,022
予防給付費	千円	7,505	10,046	11,806	12,812	12,167	13,275	13,489	13,489
計	千円	171,111	166,243	180,790	97,706	103,362	105,551	222,476	244,511

※単位未満は四捨五入により、介護給付費と予防給付費の和が計とあわない場合があります。
※令和5年度の実績値は見込値です。



○認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

【事業内容】

認知症高齢者が施設に入所し、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

【実績と見込み】

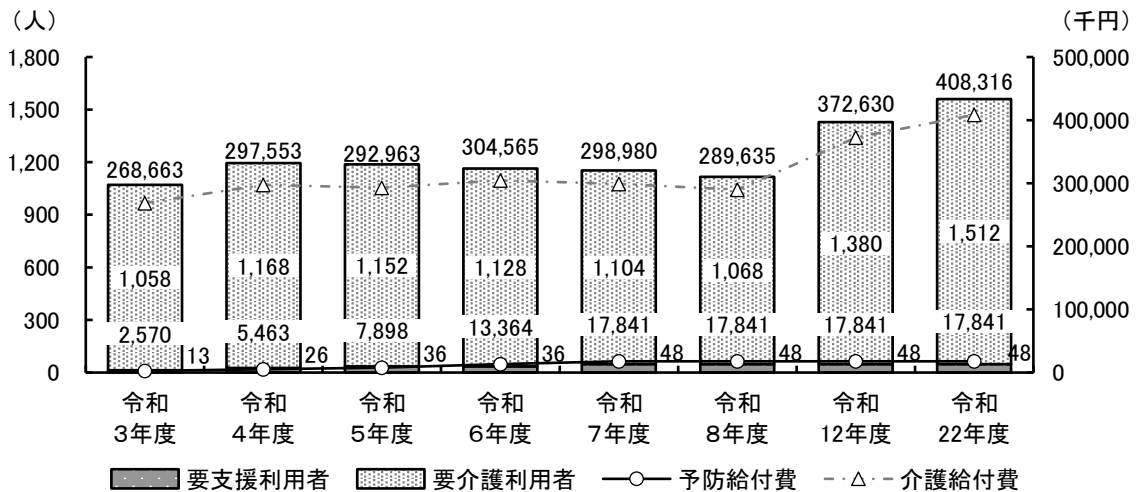
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用実績は、横ばいの傾向にあります。

今後は、利用者数も減少すると見込み、計画期間中の令和8年度には1,116人を見込みます。

認知症対応型共同生活介護の利用者数と給付費の実績と見込み

事業	単位	実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	人	1,058	1,168	1,152	1,128	1,104	1,068	1,380	1,512
要支援利用者	人	13	26	36	36	48	48	48	48
介護給付費	千円	268,663	297,553	292,963	304,565	298,980	289,635	372,630	408,316
予防給付費	千円	2,570	5,463	7,898	13,364	17,841	17,841	17,841	17,841
計	千円	271,233	303,016	300,861	317,929	316,821	307,476	390,471	426,157

※単位未満は四捨五入により、介護給付費と予防給付費の和が計とあわない場合があります。
※令和5年度の実績値は見込値です。



○地域密着型通所介護

【事業内容】

利用者が日帰りでデイサービスセンターに通い、入浴や食事の提供等の日常生活の世話や機能訓練を受けます。定員18人以下の通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に該当します。

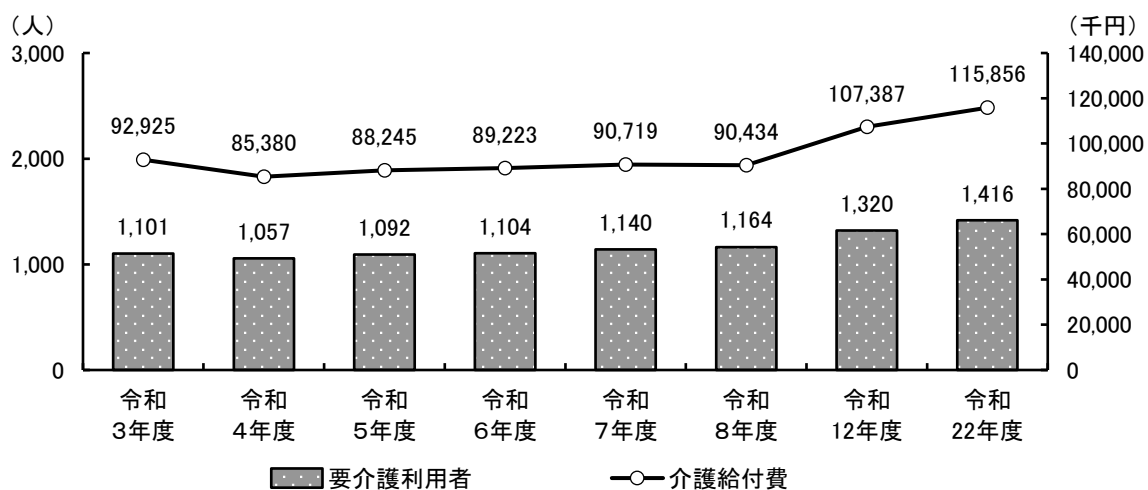
【実績と見込み】

地域密着型通所介護の利用実績は、横ばいの傾向にあります。今後は要介護認定者数の増加に伴い利用者数も増加すると見込み、計画期間中の令和8年度には1,164人を見込みます。

地域密着型通所介護の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	回	11,160	10,214	10,417	10,414	10,686	10,758	12,097	13,010
	人	1,101	1,057	1,092	1,104	1,140	1,164	1,320	1,416
介護給付費	千円	92,925	85,380	88,245	89,223	90,719	90,434	107,387	115,856

※令和5年度の実績値は見込値です。



○看護小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることにより、退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援、家族に対するレスパイト等への対応等、利用者や家族の状態やニーズに応じ、主治医との密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービス（「通い」、「泊まり」、「訪問（看護・介護）」）を一体的に24時間365日提供します。

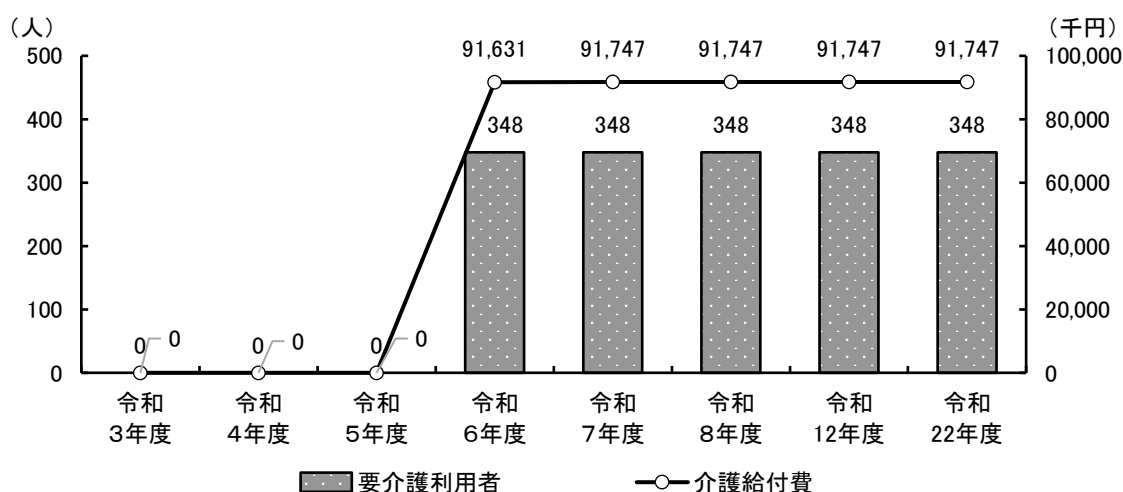
【実績と見込み】

令和6年度より、一部小規模多機能型居宅介護から移行します。
計画期間中の令和8年度には348人を見込みます。

看護小規模多機能型居宅介護の利用者数と給付費の実績と見込み

事業		実績値			見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要介護利用者	人	0	0	0	348	348	348	348	348
介護給付費	千円	0	0	0	91,631	91,747	91,747	91,747	91,747

※令和5年度の実績値は見込値です。



(4) 介護保険制度の持続可能な運営体制の強化

介護保険事業を円滑に運営するため、制度の持続可能性を確保するとともに、制度の周知と啓発に努めながら、適切なサービスの提供及び更なる質の向上を図り、介護が必要な方が安心して利用できる環境の整備に努めます。

○適正な要介護認定

要介護認定の認定調査の内容について点検し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

当市においては、介護保険制度開始準備期間である平成11年10月の認定調査開始当初から、市の調査員が全件認定調査（遠隔地を除く）を行っています。

認定調査の質の確保については、調査員に対して、県及び内部で定期的に研修を実施し、併せて調査内容を調査員以外のものによって全件点検を行うことで、調査水準が同一となるよう努めています。

また、介護認定審査会に調査員が同席し、審査判定に際しての調査結果の疑義に対応し、審査情報の提供に努めています。

要介護認定の適切な実施

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護認定申請件数（件）	3,250	3,300	3,350
訪問調査票の点検数（件）	3,250	3,300	3,350

○ケアプランの点検

事業所を訪問し、ケアマネジャーが作成したケアプランの内容について、資料提出を求め点検を行うことで、利用者が本当に必要とするサービスを確認するとともに、利用者の状態に適合していないサービス提供を改善します。

ケアプランの点検

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所訪問数（件）	10	10	10
ケアプラン点検数（件）	100	100	100

○住宅改修の点検

改修工事を行う利用者宅を訪問し、現況確認（20万円以上の工事）や工事見積書の点検等を行って利用者の状態にそぐわない不要な住宅改修がないかを確認します。

住宅改修の点検

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修件数（件）	275	280	285
訪問調査による点検数（件）	20	23	25
書面による点検数(写真及び見積書等)（件）	275	280	285

○福祉用具購入の点検

福祉用具購入者宅を訪問し、必要性や利用状況等について点検等を行って、利用者の身体状態に応じた福祉用具の購入がされているかを確認します。

福祉用具購入の点検

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉用具購入件数（件）	280	285	290
訪問調査による点検数（件）	4	5	6
書面による点検数（件）	280	285	290

○福祉用具貸与の点検

福祉用具貸与利用者のうち、軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与の利用者宅を訪問し、必要性や利用状況等について点検等を行って、利用者の身体状態に応じた福祉用具貸与がされているかを確認します。

福祉用具購入・貸与調査

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉用具貸与件数（件）	11,500	12,620	13,730
軽度者貸与申請件数（件）	145	150	155
訪問調査による点検数（件）	6	7	8
書面による点検数（件）	145	150	155

○縦覧による給付の整合性確認及び介護情報と医療情報との突合

愛知県国民健康保険団体連合会からの介護報酬の支払い状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を毎月行い、請求内容の誤り等を適切に処理します。

また、医療と介護の給付情報を突合し、サービスの整合性の点検も行います。

○介護給付費通知

利用者に対し、9月と3月の年2回、半年分の介護報酬の請求や費用の給付状況等について通知することにより、適切なサービスの利用と提供を普及啓発します。

○介護サービス相談員派遣事業の推進

介護相談員を市内の介護事業所等に派遣し、利用者話を聞き、相談に応じる等の活動を行い、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた介護事業所等における介護サービスの質的な向上を図ることを目的としています。

当市では、平成13年8月から実施しており、4名の相談員が国の定める研修を受講し、活動を行っています。

介護相談員派遣事業所数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護相談員派遣事業所数（箇所）	72	72	72

○介護人材の確保と資質の向上

介護人材確保のためのボランティアポイントの活用や有償ボランティア等を支援します。

○介護現場の生産性向上の推進（介護職場でICTの活用等合理的なサービス提供の確保）

県と連携し、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進め、介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組みます。

○災害や感染症に対応する体制の整備

（災害時の施設等支援、事業継続計画等策定の指導・助言）

昨今の豪雨災害の増加や、新型コロナウイルス感染症拡大等を鑑み、災害時や感染症拡大防止対策を行う事業所への支援を行います。また、災害時や感染症が蔓延した際に事業所が適切な対応を図れるよう助言を行います。

第 5 章

介護保険事業費の見込みと介護保険料

1 令和6年度～令和8年度の見込み

(1) 居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費の推計

介護給付（要介護認定者に対するサービス）にかかる給付費の見込額です。

項目	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
	見込量	給付見込額(円)	見込量	給付見込額(円)	見込量	給付見込額(円)	
居宅サービス	訪問介護	181,711回 5,328人	551,526,000	190,520回 5,592人	578,889,000	192,900回 5,700人	585,894,000
	訪問入浴介護	3,376回 624人	44,006,000	3,460回 660人	45,168,000	3,593回 696人	46,873,000
	訪問看護	42,286回 3,420人	192,714,000	51,179回 3,900人	233,508,000	60,414回 4,368人	275,630,000
	訪問リハビリテーション	4,606回 372人	12,785,000	3,930回 336人	11,010,000	3,347回 300人	9,486,000
	居宅療養管理指導	7,644人	96,393,000	8,292人	104,727,000	8,964人	113,282,000
	通所介護	64,123回 5,640人	507,620,000	67,196回 5,868人	531,931,000	70,980回 6,144人	562,544,000
	通所リハビリテーション	30,746回 3,456人	269,465,000	28,252回 3,264人	249,741,000	26,920回 3,180人	238,385,000
	短期入所生活介護	25,859日 1,992人	229,355,000	25,306日 1,896人	225,086,000	25,303日 1,836人	225,809,000
	短期入所療養介護	1,303日 240人	16,634,000	1,010日 216人	12,945,000	918日 240人	11,779,000
	特定施設入居者生活介護	516人	105,207,000	516人	104,737,000	504人	101,758,000
	福祉用具貸与	11,808人	168,650,000	12,744人	182,894,000	13,716人	197,549,000
	特定福祉用具購入費	204人	6,323,000	216人	6,673,000	204人	6,284,000
	計		2,200,678,000		2,287,309,000		2,375,273,000

項目		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		見込量	給付見込額(円)	見込量	給付見込額(円)	見込量	給付見込額(円)
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	2,786回 288人	33,488,000	2,147回 240人	26,489,000	1,507回 204人	17,991,000
	小規模多機能型居宅介護	432人	84,894,000	456人	91,195,000	468人	92,276,000
	認知症対応型共同生活介護	1,128人	304,565,000	1,104人	298,980,000	1,068人	289,635,000
	地域密着型通所介護	10,414回 1,104人	89,223,000	10,686回 1,140人	90,719,000	10,758回 1,164人	90,434,000
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	180人	64,301,000	192人	68,966,000	228人	82,463,000
	看護小規模多機能型居宅介護	348人	91,631,000	348人	91,747,000	348人	91,747,000
	計		668,102,000		668,096,000		664,546,000
住宅改修費		156人	14,419,000	168人	15,463,000	168人	15,463,000
居宅介護支援		14,988人	237,749,000	15,660人	249,221,000	16,380人	261,520,000
施設サービス	介護老人福祉施設	3,336人	922,711,000	3,264人	904,129,000	3,180人	880,944,000
	介護老人保健施設	1,764人	489,482,000	1,788人	496,231,000	1,800人	499,072,000
	介護医療院	96人	47,076,000	96人	47,136,000	96人	47,136,000
	計		1,459,269,000		1,447,496,000		1,427,152,000
介護給付費計			4,580,217,000		4,667,585,000		4,743,954,000

(2) 介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の推計

介護予防（要支援認定者に対するサービス）にかかる給付費の見込額です。

項目	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
	見込量	給付見込額(円)	見込量	給付見込額(円)	見込量	給付見込額(円)	
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0回 0人	0	0回 0人	0	0	
	介護予防訪問看護	6,385回 840人	30,394,000	7,517回 936人	35,843,000	8,923回 1,056人	42,566,000
	介護予防訪問リハビリテーション	1,262回 96人	3,125,000	1,291回 96人	3,201,000	1,480回 108人	3,674,000
	介護予防居宅療養管理指導	888人	9,075,000	948人	9,700,000	996人	10,190,000
	介護予防通所リハビリテーション	2,700人	99,943,000	2,748人	102,749,000	2,796人	105,180,000
	介護予防短期入所生活介護	1,045日 156人	6,397,000	1,066日 144人	6,685,000	1,140日 144人	7,168,000
	介護予防短期入所療養介護	0回 0人	0	0回 0人	0	0回 0人	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	72人	7,566,000	72人	7,575,000	72人	7,575,000
	介護予防福祉用具貸与	7,104人	55,576,000	7,632人	59,733,000	8,160人	63,883,000
	特定介護予防福祉用具購入費	132人	4,469,000	132人	4,469,000	144人	4,872,000
	計		216,545,000		229,955,000		245,108,000
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	362回 84人	3,854,000	367回 96人	3,882,000	337回 96人	3,562,000
	介護予防小規模多機能型居宅介護	168人	12,812,000	156人	12,167,000	168人	13,275,000
	介護予防認知症対応型共同生活介護	36人	13,364,000	48人	17,841,000	48人	17,841,000
	計		30,030,000		33,890,000		34,678,000
介護予防住宅改修	144人	15,101,000	144人	14,985,000	144人	14,985,000	
介護予防支援	8,484人	41,550,000	9,024人	44,253,000	9,540人	46,786,000	
予防給付費計		303,226,000		323,083,000		341,557,000	

(3) 総給付費の推計

前記(1)居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費と(2)介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の合計です。

単位：円

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付費	4,580,217,000	4,667,585,000	4,743,954,000
予防給付費	303,226,000	323,083,000	341,557,000
総給付費	4,883,443,000	4,990,668,000	5,085,511,000

(4) 標準給付費の推計

標準給付費は、総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額（低所得者が施設又は短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付）、高額介護サービス費等給付額（利用者が1か月間に支払った負担金が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付）、高額医療合算介護サービス費等給付額（医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付）、審査支払手数料（算定対象となる国保連合会に支払う手数料）を加えた費用です。

単位：円

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費	4,883,443,000	4,990,668,000	5,085,511,000
特定入所者介護サービス費等給付額	92,028,017	92,028,017	92,028,017
高額介護サービス費等給付額	96,114,599	98,000,112	99,885,625
高額医療合算介護サービス費等給付額	25,639,359	28,277,593	30,915,827
審査支払手数料	3,262,708	3,389,018	3,515,328
標準給付費	5,100,487,683	5,212,362,740	5,311,855,797

(5) 地域支援事業費の推計

地域支援事業は、介護や支援が必要になるおそれがある人に対する介護予防事業です。

令和6年度以降も地域支援事業費は増加すると見込みます。

項目	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
	見込量	給付見込額(円)	見込量	給付見込額(円)	見込量	給付見込額(円)	
介護予防・日常生活支援総合事業	訪問介護相当サービス	2,746人	49,003,383	2,812人	50,184,507	2,878人	51,360,690
	通所介護相当サービス	4,018人	106,444,683	4,115人	109,011,469	4,212人	111,567,808
	通所型サービスA	1,360人	15,069,527	1,392人	15,432,743	1,425人	15,794,438
	介護予防マネジメント		21,414,620		21,931,060		22,445,409
	介護予防普及啓発事業		954,000		2,777,981		2,802,565
	地域介護予防活動支援事業		3,079,000		3,156,397		3,235,740
	高額介護予防サービス費相当事業等		646,000		738,000		849,000
	審査支払手数料		465,000		479,000		493,000
	計		197,076,213		203,711,157		208,548,650
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費		132,511,000		135,841,947		139,256,625	
包括的支援事業(医療と介護の連携、認知症施策など)		41,244,000		44,238,756		45,301,573	
地域支援事業費計		370,831,213		383,791,860		393,106,848	

(6) 介護保険事業費の推計

前記、(4) 標準給付費と(5) 地域支援事業費の合計です。令和6年度から令和8年度までの介護保険事業費の合計は、16,772,436,141円です。

単位：円

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護保険事業費	5,471,318,896	5,596,154,600	5,704,962,645

2 介護保険料基準額の設定

(1) 保険給付費の財源

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（1割・2割又は3割）を除いた標準総給付費の負担割合は、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費としています。また、被保険者の保険料は第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%の割合で構成されます。

表 介護保険給付費の財源構成（地域支援事業を除いた場合の財源構成）

総事業費	標準総給付費	保険料 50%	第1号被保険者保険料 ^{※1}		第2号被保険者保険料 ^{※2} (支払基金から交付)		
			23% ^{※3}		27%		
	公費 50%	国				県	市
		調整交付金 5% ^{※3}	在宅	20%		12.5%	12.5%
			施設	15%	17.5%		12.5%
	利用者負担						

※1 65歳以上の被保険者の保険料です。

※2 40歳以上65歳未満の被保険者の保険料で、加入している医療保険により決められ、医療保険料と一括して納めます。

※3 各保険者の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準によって、調整交付金が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。

なお、この計画では、調整交付金は3.58%、第1号被保険者保険料は24.42%を見込んでいます。

(2) 第1号被保険者の介護保険料

① 介護給付費準備基金の取崩し

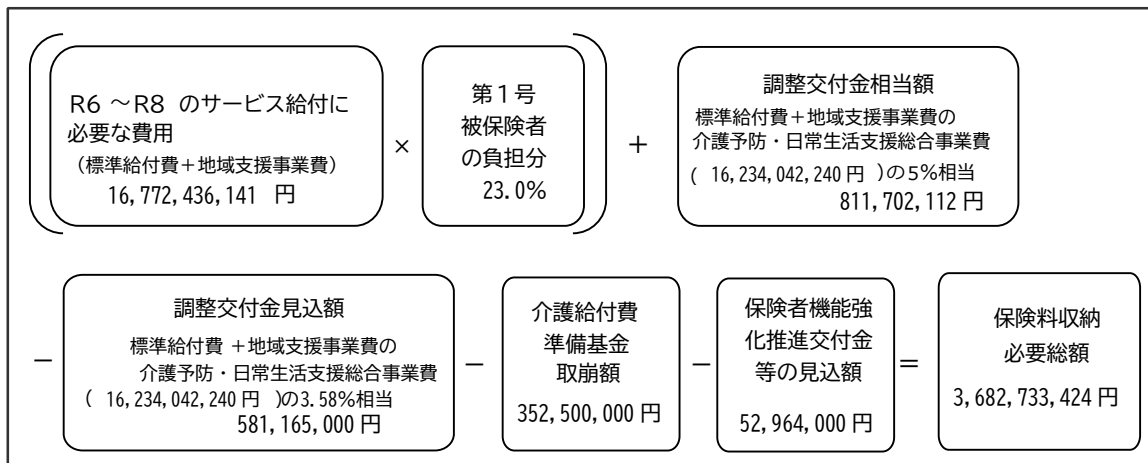
令和6年度から令和8年度までのサービス給付に必要な費用のうち、第1号被保険者負担分に対して、介護給付費準備基金を取り崩すことで、介護保険料基準額を引き下げます。

介護給付費準備基金取崩額（令和6年～8年の3年間分）	352,500,000円
----------------------------	--------------

② 介護保険料収納必要総額

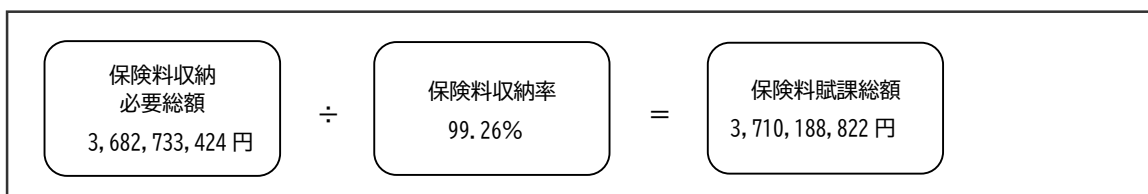
保険料収納必要総額は、次の方法で概算します。

その結果、当市の令和6年度から令和8年度までの保険料収納必要総額は約36億8千万円となります。



③ 保険料賦課総額

保険料の収納率を99.26%と見込むと、令和6年度から令和8年度までの保険料賦課総額は、約37億1千万円となります。



④ 所得段階

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階に応じて異なります。第8次介護保険事業計画において所得段階を13段階で設定しており、本計画においても引き続き13段階で設定します。

表 所得段階別負担割合（令和6年度～令和8年度）

所得段階	所得等の条件	基準額に対する比率
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人及び、世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.285※
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.40※
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	×0.685※
第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.85
第5段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	×1.00 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.15
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.25
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.40
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	×1.55
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	×1.70
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	×1.80
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	×1.90
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	×2.00

※国・県・市の負担により、第1段階の基準額に対する比率を0.455から0.285、第2段階の基準額に対する比率を0.600から0.400、第3段階の基準額に対する比率を0.690から0.685に軽減しています。

表 被保険者数（所得段階別加入割合補正前）

単位：人

所得段階	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1段階	2,305	2,297	2,293	6,895
第2段階	1,534	1,529	1,526	4,589
第3段階	1,263	1,259	1,257	3,779
第4段階	2,762	2,753	2,748	8,263
第5段階	3,516	3,503	3,499	10,518
第6段階	3,126	3,116	3,110	9,352
第7段階	3,768	3,756	3,749	11,273
第8段階	1,550	1,545	1,542	4,637
第9段階	589	587	586	1,762
第10段階	273	272	272	817
第11段階	133	133	132	398
第12段階	76	76	76	228
第13段階	333	332	331	996
合計	21,228	21,158	21,121	63,507

表 被保険者数（所得段階別加入割合補正後）

単位：人

所得段階	基準額に 対する比率	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1段階	0.455	1,049	1,045	1,043	3,137
第2段階	0.600	920	917	916	2,753
第3段階	0.690	871	869	867	2,608
第4段階	0.850	2,348	2,340	2,336	7,024
第5段階	1.000	3,516	3,503	3,499	10,518
第6段階	1.150	3,595	3,583	3,577	10,755
第7段階	1.250	4,710	4,695	4,686	14,091
第8段階	1.400	2,170	2,163	2,159	6,492
第9段階	1.550	913	910	908	2,731
第10段階	1.700	464	462	462	1,389
第11段階	1.800	239	239	238	716
第12段階	1.900	144	144	144	433
第13段階	2.000	666	664	662	1,992
合計		21,606	21,536	21,497	64,639

※被保険者数に基準額に対する比率を乗じたものとなります。

※単位未満は四捨五入により、段階別の人数の和が合計とあわない場合があります。

⑤ 保険料基準額

第1号被保険者数を所得段階別で補正（被保険者が同一保険料を支払う仮定の人数に換算）を行うと3年間で延べ64,639人を見込みます。その結果、保険料賦課総額に対して、所得段階別加入割合を考慮して介護保険料基準額を算出すると、4,783円/月、57,300円/年となります。

$$\text{保険料基準月額 (4,783 円)} = \frac{\text{(保険料賦課総額) 3,710,188,822 円}}{\text{所得段階別加入割合補正後 第1号被保険者数 (3年間) 64,639 人}} \div 12 \text{ か月}$$

保険料基準額（年額）	57,300 円
保険料基準額（月額）	4,783 円

※保険料の額は、当市の条例で年額を定めます。

基準年額は、基準月額の12か月分の端数を100円単位で処理しています。

⑥ 所得段階別保険料

基準月額 (4,783 円/月)

所得段階	所得等の条件	保険料	
		負担割合	保険料年額
第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人及び、世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	×0.285※	16,300
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の人	×0.40※	22,900
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	×0.685※	39,300
第 4 段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	×0.85	48,700
第 5 段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える人	×1.00 (基準額)	57,300
第 6 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	×1.15	66,000
第 7 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	×1.25	71,700
第 8 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	×1.40	80,300
第 9 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	×1.55	88,900
第 10 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	×1.70	97,500
第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	×1.80	103,300
第 12 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	×1.90	109,000
第 13 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上の人	×2.00	114,700

※国・県・市の負担により、第 1 段階の基準額に対する比率を 0.455 から 0.285、第 2 段階の基準額に対する比率を 0.600 から 0.400、第 3 段階の基準額に対する比率を 0.690 から 0.685 に軽減しています。
※基準月額×12 か月×負担割合=保険料年額 (100 円未満の切捨)

3 令和22年度の見込み

(1) 居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費の推計

介護給付（要介護認定者に対するサービス）にかかる給付費の見込額です。

項目		令和22年度	
		見込量	給付見込額(円)
居宅サービス	訪問介護	238,181 回 6,432 人	724,111,000
	訪問入浴介護	4,058 回 732 人	53,256,000
	訪問看護	44,114 回 4,128 人	201,969,000
	訪問リハビリテーション	6,942 回 528 人	19,064,000
	居宅療養管理指導	9,684 人	122,259,000
	通所介護	82,543 回 7,320 人	655,130,000
	通所リハビリテーション	40,582 回 4,380 人	357,903,000
	短期入所生活介護	31,468 日 2,748 人	276,877,000
	短期入所療養介護	1,918 日 300 人	24,645,000
	特定施設入居者生活介護	672 人	138,729,000
	福祉用具貸与	15,048 人	216,064,000
	特定福祉用具購入費	252 人	7,801,000
	計		2,797,808,000

項目		令和22年度	
		見込量	給付見込額(円)
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	4,631 回 432 人	55,623,000
	小規模多機能型居宅介護	1,020 人	231,022,000
	認知症対応型共同生活介護	1,512 人	408,316,000
	地域密着型通所介護	13,010 回 1,416 人	115,856,000
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	192 人	67,414,000
	看護小規模多機能型居宅介護	348 人	91,747,000
	計		969,978,000
住宅改修費		204 人	18,919,000
居宅介護支援		19,584 人	311,275,000
施設サービス	介護老人福祉施設	4,632 人	1,283,292,000
	介護老人保健施設	2,328 人	648,446,000
	介護医療院	96 人	47,136,000
	計		1,978,874,000
介護給付費計			6,076,854,000

(2) 介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の推計

介護予防（要支援認定者に対するサービス）にかかる給付費の見込額です。

項目		令和22年度	
		見込量	給付見込額(円)
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0回 0人	0
	介護予防訪問看護	6,822回 828人	32,534,000
	介護予防訪問リハビリテーション	1,099回 84人	2,738,000
	介護予防居宅療養管理指導	960人	9,823,000
	介護予防通所リハビリテーション	3,060人	113,695,000
	介護予防短期入所生活介護	1,073日 168人	6,776,000
	介護予防短期入所療養介護	0日 0人	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	96人	8,993,000
	介護予防福祉用具貸与	7,560人	59,199,000
	特定介護予防福祉用具購入費	132人	4,469,000
	計		238,227,000
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	325回 84人	3,434,000
	介護予防小規模多機能型居宅介護	180人	13,489,000
	介護予防認知症対応型共同生活介護	48人	17,841,000
	計		34,764,000
住宅改修		168人	17,617,000
介護予防支援		9,156人	44,903,000
予防給付費計			335,511,000

(3) 総給付費の推計

前記(1)居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費と(2)介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の合計です。

単位：円

項目	令和22年度
介護給付費	6,076,854,000
予防給付費	335,511,000
総給付費	6,412,365,000

(4) 標準給付費の推計

標準給付費は、以下の通りです。

単位：円

項目	令和22年度
総給付費	6,412,365,000
特定入所者介護サービス費等給付額	136,353,125
高額介護サービス費等給付額	130,749,851
高額医療合算介護サービス費等給付額	26,525,964
審査支払手数料	3,843,938
標準給付費	6,709,837,878

(5) 地域支援事業費の推計

地域支援事業費は以下の通りです。

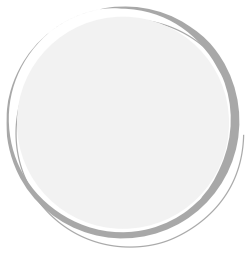
項目		令和22年度	
		見込量	給付見込額(円)
介護予防・日常生活支援総合事業	訪問介護相当サービス	2,421 人	43,209,435
	通所介護相当サービス	3,543 人	93,844,738
	通所型サービスA	1,199 人	13,287,814
	介護予防マネジメント		19,626,076
	介護予防普及啓発事業		3,791,322
	計		173,759,385
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費			133,377,938
包括的支援事業（社会保障充実分）			38,308,344
地域支援事業費計			345,445,667

(6) 介護保険事業費の推計

前記（4）標準給付費と（5）地域支援事業費の合計です。令和22年度の介護保険事業費の合計は7,055,283,545円となっています。

単位：円

項目	令和22年度
介護保険事業費	7,055,283,545



資料編

1 計画策定の経緯

日付	名称	内容
令和4年9月1日～ 12月27日	在宅介護実態調査に関するアンケート調査の実施	在宅介護者向け： 在宅で生活している要介護（要支援）認定者（更新または区分変更申請の方）
令和4年10月5日	令和4年度 第1回犬山市高齢者 保健福祉事業推進委員会	(1) 高齢者福祉事業及び介護保険事業の状況について (2) 犬山市の介護予防事業について (3) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の実態調査（アンケート）について
令和4年12月1日 ～12月22日	高齢者福祉・介護に関するアンケート調査の実施	一般高齢者向け： 65歳以上の方、総合事業対象者の方、要支援認定者の方から無作為に抽出した方 居宅サービス利用者向け： 要介護認定を受けている方で、在宅で介護保険サービスを利用されている方
令和5年3月29日	令和4年度 第2回犬山市高齢者 保健福祉事業推進委員会	(1) 犬山市高齢者福祉・介護に関する調査結果報告について (2) 転倒骨折予防講座について (3) 認知症対応型通所介護について
令和5年7月26日	令和5年度 第1回 犬山市高齢者 保健福祉事業推進委員会	(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画について (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の実態調査（アンケート）及び在宅介護実態調査まとめについて (3) 高齢者福祉事業及び介護保険事業の状況について
令和5年8月23日	令和5年度 第2回 犬山市高齢者 保健福祉事業推進委員会	(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画について ・第1章、第2章について ・第3章について

日 付	名 称	内 容
令和5年10月11日	令和5年度 第3回 犬山市高齢者 保健福祉事業推進委員会	(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 について ・第4章 基本目標1 基本目標2 ・介護保険事業費の見込みと 介護保険料について
令和5年10月28日 ～11月19日	パブリックコメント の実施	(1) 第10次犬山市高齢者福祉計画・ 第9次犬山市介護保険事業計画 (案) について
令和5年11月29日	令和5年度 第4回 犬山市高齢者保 健福祉事業推進委員会	(1) 第10次高齢者福祉計画・第9次介護 保険事業計画(素案)に関する意見の 募集結果について (2) 第9期介護保険料基準額の見通し について

2 犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会規則

平成29年3月27日規則第7号
改正

令和元年12月26日規則第51号
令和3年11月11日規則第54号
令和5年11月13日規則第80号

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 介護保険被保険者
- (4) 事業主代表
- (5) 介護保険サービス事業者

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第5条 委員会は、事業の推進のため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、委員のうちから会長が指名する。

- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、部会の構成員のうちから会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会の構成員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第6条 部会の会議（以下この条において「会議」という。）は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、その構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会長は、部会の調査又は審査が終了したときは、当該調査又は審査の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、廃止前の犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会設置要綱（平成15年6月2日施行）に基づく犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会の会長又は副会長であった者は、この規則の施行の日に関係委員会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

附 則（令和元年12月26日規則第51号抄）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和3年11月11日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年11月13日規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。

3 犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会委員名簿

(任期：令和3年6月2日～令和6年6月1日)

(敬省略)

項目	番号	氏名	役職名
1号委員	1	井口 昭久	愛知淑徳大学教授
	2	宮田 昭男	尾北医師会犬山支部代表
	3	吉田 真一郎	WELL PARTNER 代表(元特養施設長)
2号委員	4	河村 英徳	愛知県医師会理事
	5	内藤 岳彦	犬山扶桑歯科医師会代表
	6	永田 淑規	尾北薬剤師会犬山支部代表
	7	押谷 重昭	犬山市民生委員児童委員協議会代表
	8	紀藤 秀夫	犬山市社会福祉協議会代表
3号委員	9	平手 みつゑ	犬山市シルバー人材センター代表
	10	飯坂 正	犬山市老人クラブ連合会代表
	11	馬場 玲子	犬山市身体障害者福祉協会代表
	12	上垣外 勝安	犬山市ボランティア連絡協議会代表
	13	深堀 万利奈	犬山市介護サービス相談員
4号委員	14	伊藤 正久	犬山商工会議所代表
5号委員	15	宮崎 貢一	地域包括支援センター受託事業者

※項目の説明

1号委員：識見を有する者

2号委員：保健、医療及び福祉関係者

3号委員：介護保険被保険者

4号委員：事業主代表

5号委員：介護保険サービス事業者

事務局：犬山市 健康福祉部 高齢者支援課

4 語句説明（50 音順）

【あ行】

ICT

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」の意味。

アセスメント

利用者が直面している生活上の問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、必要なサービスの提供や援助に先立って行われる一連の手続きのこと。ケアマネジャーがケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握する時などに行われる。

NPO法人（特定非営利活動法人）

NPOとは、Non-Profit Organization という言葉の略で、営利目的でない法人のこと。

オーラルフレイル

口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含む、身体の衰え（フレイル）の一つである概念。

【か行】

介護医療院

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設。

介護サービス

自宅で利用できる「居宅サービス」と施設に入所して利用する「施設サービス」とがあり、要介護認定で要介護1～5と認定された人が利用できる。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護（要支援）認定者からの相談に応じ、その人が自立した日常生活を送るために、適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるよう市町村やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職のこと。

介護保険施設

介護保険法による施設サービスを提供する施設で、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に加え、平成30年度から介護医療院が創設。介護療養型医療施設については、令和5年度末で廃止予定。

介護保険法

介護が必要な人を社会全体で支えるための仕組みである介護保険制度について定めた法律。加齢による心身の疾病などで介護や支援が必要になった人が、その能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス・福祉サービスを受けられるよう、介護保険料の徴収、給付の条件や給付サービスなどの詳細を定める。平成9年（1997年）制定、平成12年（2000年）施行。

介護予防

介護が必要になることをできるだけ遅らせ、介護されるようになってからは、その状態を維持、改善して悪化させないようにすること。介護保険制度の基本理念。また、それを目的とした介護予防サービスや介護予防事業などの取組。

介護予防サービス

要介護認定で要支援と認定された人が利用できるサービス。要介護状態になることをできる限り防ぎ、自立に向けた生活が送れるように支援することを目的としたもの。

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援認定を受けた人と基本チェックリストの該当者が利用できる。多様な生活支援のニーズに地域全体で応えるため、地域の実情にあわせてサービスを充実させることが求められる。

通いの場

「介護予防」、「閉じこもり予防」、「健康づくり」のため、集会所などの地域に開かれた場所で、地域の住民が運営する集まりのこと。

介護離職

家族等の介護を行うため、現在の仕事を退職してしまうこと。仕事を辞めることで収入の減少や、社会との繋がりが希薄になるなどの問題や、また企業等にとっても経験・知識を持った人材を失うなど大きな社会問題となっている。

緊急通報システム

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯で脳疾患や心疾患等の突発的に生命に危機が及ぶ持病のある人を対象に市が行っている事業で、急病やけがなどの緊急時に装置のボタンを押すことで、消防署へ通報できるシステムのこと。

ケアプラン

要支援、要介護に認定された本人や家族の希望、アセスメントに基づいた介護サービスを適切に利用できるよう、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた介護サービスの利用計画のこと。

ケアマネジメント

介護支援専門員等が、要介護者等やその家族から、心身や生活等の状態や課題を分析しニーズを的確に把握して、介護サービス提供者や医療機関との連携・調整を図りながら、ケアプランを作成し、適切なサービスの提供に結びつけていくとともに、点検・評価を行い必要に応じて見直す等、専門的な観点から支援を行うこと。

合計所得金額

所得税法上は、所得の種類ごとに一年間の収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により異なる）を差し引いた金額のこと。なお、介護保険制度では、所得税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額」を控除した金額をいう。また、住民税非課税者においては、さらに公的年金に係る所得を除いたものを意味する。

後期高齢者

75歳以上の高齢者のこと。

高齢化率

総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合。

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。原則として、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師の3職種を配置することとしている。

コーホート変化率法

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。

国民健康保険団体連合会

国民健康保険の保険者である市町村や国民健康保険組合が共同して国民健康保険事業を健全に運営するために設置された組織。公費負担医療や診療報酬などの審査・支払業務、保険者事務の共同処理、健康づくり推進などの保健事業、保健施設事業の振興、広報宣伝活動などが主な業務。また、介護保険サービスの向上のため、介護保険事業者への指導・助言、および介護サービスに関する苦情処理なども行っている。

【さ行】

在宅医療

入院や外来ではなく、患者の居宅で行う医療。病院から医師等や看護師などが定期的に訪問し、適切な器具や薬剤を利用して治療にあたる。

作業療法士

国家資格を持ち、医師の指示を受けて作業療法を行う専門職。入浴や食事など日常生活の動作や、手工芸、園芸及びレクリエーションまであらゆる作業活動を通して、身体と心のリハビリテーションを行う専門家。

サロン

高齢者の方が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる場。

社会福祉協議会

地域の福祉向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された民間福祉団体。国・都道府県・市区町村単位に設置。NPOやほかの社会福祉法人などの福祉団体と連携して国や自治体の福祉制度ではすくいきれない地域の課題解決に取り組み、その連絡調整役を担う。

生涯現役社会

65歳以降においても、健康で働く意欲のある高齢者が、年齢に関わりなく、その能力や経験を活かして生涯現役で活躍し続けられるような社会環境。

重層的支援体制整備事業

「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築すること。

深化

深まること。また、深めること。といった意味であるが、厚生労働省の介護保険事業にかかる基本指針において新たに地域包括ケアシステムの深化・推進という表現を用いており、本計画でも使用している。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備の推進を目的として、地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。

(地域支え合い推進員) 地域の高齢者支援のニーズ及び地域資源の状況について把握し、そのサービスの開発や生活支援の担い手の育成を行う。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害、発達障害によって、物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

前期高齢者

65歳以上75歳未満の高齢者のこと。

【た行】

第1号被保険者／第2号被保険者

介護保険における被保険者は、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者を第1号被保険者といい、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。医療保険に加入していない者（生活保護受給者等）は第2号被保険者ではない。

団塊の世代

第2次大戦後の昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。

地域共生社会

地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、市町村が地域づくりの支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進め、地域コミュニティと公的福祉サービスが連携して助け合いながら暮らすことができる共生社会のこと。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域のニーズや課題の把握、新たな支援サービスの提言、既存サービスのシステム化等を目的に、地域の方や専門家等と一緒に話し合い考える場として実施している。地域包括支援センター等が主催し個別のケースを検討する地域ケア個別会議と、市町村等が開催し地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組んでいく地域ケア推進会議がある。

地域支援事業

介護保険事業の中で行われる事業は、要介護（支援）認定者が介護（予防）サービスを利用した場合に支出する「介護（予防）サービス給付費」と、この「地域支援事業」に大別される。「地域支援事業」は、要介護・要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、地域における包括的な相談支援体制、多様な主体による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者の支援体制の構築を一体的に推進するもの。また、「地域支援事業」は、介護予防・生活支援サービスの提供と介護予防活動を推進する「介護予防・日常生活支援総合事業」、地域包括支援センターを運営する「包括的支援事業」、在宅医療・介護連携推進や生活支援体制整備などを行う「包括的支援事業（医療と介護の連携、認知症施策など）」及び家族介護支援などを行う「任意事業」に大別される。

地域資源

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。この計画においては、市、社会福祉協議会、介護サービス事業者、ボランティア団体、NPO団体、民間事業者などが提供する様々なサービスのうち、介護保険外のサービスをいう。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが切れ目なく提供される仕組みのこと。

地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するため厚生労働省が提供する情報システムであり、介護保険に関連する情報はじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されるもの。（厚生労働省ホームページより閲覧可能。）

地域密着型サービス

平成18年4月に創設されたサービス。高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるよう、身近な市町村で提供。平成24年4月には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスが加わり、平成28年4月には地域密着型通所介護が加わった。

チームオレンジ

地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援と認知症サポーターを結び付けるための取組のこと。（近隣の認知症サポーターや認知症の当事者などがチームを組んで認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援などを行う。）

【な行】

日常生活圏域

市町村介護保険事業計画において市町村が定めるもので、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件を勘案して定めるもの。一般的には、小学校区、中学校区、旧行政区、地域づくりの単位など地域の特性を踏まえて設定する。

認知症

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。

認知症ケアパス

認知症の人が認知症を発症したときから、認知症によって生活機能に関する障害が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをわかりやすく示した案内文書。

認知症サポーター

講座を通じて認知症の正しい知識と接し方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援していく活動を行う人。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門家が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

【は行】

パブリックコメント

行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ素案を公表し、地域住民から意見の提出を求め、それを考慮して意思決定に反映させる制度。

政策形成過程における公正の確保と透明性の向上がねらい。

PDCA

行動プロセスにおいて、管理業務を円滑に進め、業務を継続的に改善していく手法のひとつ。業務の計画（plan）を立て、計画に基づいて業務を実行（do）し、実行した業務を評価（check）し、改善（act）が必要な部分はないか検討する4段階を繰り返すことによって、継続的に業務改善を実施していく。

避難行動要支援者

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障害者、難病患者などで、円滑かつ迅速に避難するために、特に支援を要する人のこと。

フレイル

病気ではないけれど、年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のこと。しかし、早めに生活習慣を見直せば、健康な状態に戻ることができる状態。

【ま行】

看取り

死が避けられないとされた人が自分らしい最期を迎えるために、身体的・精神的苦痛を緩和、軽減するとともに、残された時間の最期まで尊厳ある生活を支援していくこと。

民生委員児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される。民生委員の職務としては、①担当区域内の住民の生活実態や福祉ニーズの把握 ②援助を要する人の相談対応、助言や支援 ③福祉サービスの情報提供と援助④行政機関・社会福祉事業者との連携や活動支援など。任期は3年。児童福祉法による児童委員を兼ねる。

【や行】

ヤングケアラー

一般的に家族の中に障害や病気、介護などケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うケアの責任を引き受け、家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳以下の子どもをさしている。

養護老人ホーム

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅における生活が困難な人が入所する施設。

【ら行】

理学療法士

国家資格を持ち、医師の指示を受けて物理療法(マッサージや温熱など理学療法)を行う専門職。

第10次犬山市高齢者福祉計画・第9次犬山市介護保険事業計画

令和6年3月 発行

犬山市役所 高齢者支援課(市役所本庁舎1階)
〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑 36 番地
TEL:0568-44-0326 FAX:0568-44-0364